

平成24年第4回大玉村議会定例会会議録

第3日 平成24年6月21日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 鈴 木 康 広	2 番 押 山 義 則	3 番 武 田 悦 子
4 番 菊 地 利 勝	5 番 鈴 木 宇 一	6 番 佐々木市夫
7 番 佐 藤 誠 一	8 番 遠 藤 文 一	10 番 須 藤 軍 蔵
11 番 遠 藤 義 夫	12 番 佐 藤 悟	

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

9 番 佐原吉太郎

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長	浅 和 定 次	副 村 長	遠 藤 武
教 育 長	押 山 利 一	総 務 課 長	遠 藤 勇 雄
企画財政課長	武 田 正 男	税 務 課 長	館 下 憲 一
農 政 課 長	鈴 木 幸 一	建 設 課 長	菊 地 健
上下水道課長	押 山 正 弘	住民生活課長	武 田 孝 一
健康福祉課長	菊 地 平 一 郎	農地再生室長	武 田 好 廣
会計管理者 兼 出 納 室 長	佐 々 木 正 信	教育総務課長	菅 野 昭 裕
生涯学習課長	作 田 純 一	農 業 委 員 会 長	本 多 保 夫
アットホーム おおたま支配人	中 沢 武 志	事 務 局 長	

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

会 議 の 経 過

○議長（佐藤 悟） おはようございます。ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、９番佐原吉太郎君より欠席届がありましたほか、１１名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） なお、本日の傍聴に高橋正さんほか２７名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 本日の議事日程は、お手もとに配付のとおりであります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 日程第１、一般質問を行います。

２番押山義則君より通告ありました「大玉村復興計画について」ほか１件の質問を許します。２番。

○２番（押山義則） ２番押山義則であります。議長の許可を得ましたので、２４年度の６月議会一般質問通告内容に従いまして質問を申し上げます。

２４年度もスタートして３か月になろうとしております。昨年の３・１１大震災、そして原発災、それらからの復興を目指しまして、この３月には大玉村復興計画も策定されまして、まずは除染からと全村を挙げて取り組んでおられる姿勢には、まず、改めて敬意を表したいと考えます。しかしながら、様々な見方がありますが、いまだ被害を及ぼし続け、新たな被害拡大の状況にあるこの放射線の汚染は、誠に手強くて、我が村の基幹産業たる農業への影響は計り知れず、稲作はもとより、各種農産物の生産・販売、また、畜産農家の安定経営などに深刻な事態を招いております。そのような環境にありながら、生産を続ける農家の皆さんの頑張り、努力には心強い限りなんでしょうが、今般のこの復興計画、この中でも述べられております。農家への復興支援、それについては、とりわけ迅速さが求められるわけですが、そこで、今回の一般質問は、大玉村農業の再生という観点から、復興計画の中の事業メニューの３番、特産品の奨励と６次産業の推進といったテーマ、復興の手がかりづくりとしてのテーマに、まず、絞って質問をいたします。今月ですか、６月６日の新聞で大玉村と福島大学との間で新ブランド開発を目指す事業計画の委託契約についての記事が掲載されておりました。今回、大玉村農業の再生と、６次産業化への提言といったことで本日の一般質問の通告をしておりましてねこの度の村の取り組みは大いに評価したいと思ったところであります。しかしながら、これまでも何度かこの企画は取り組んでこられたと村として考えております。私も議員成り立ての頃から６次産業化の必要性、これ村長の口からも何度も聞かされておりました。様々な努力はされて来られたと思っておりますが、なかなか実を結ばないのが現状と思っております。この度の村の意気込み、大いに期待を申し上げるところであります。

そこで、まず、大玉村農業に6次産業への可能性ということで伺いたいと思います。大玉村米を主要産品としてきた地域であり、とりわけ、特産品と言える産品があるわけではなく、この6次産業化への進展は一からのスタートと私は思っております。物を作れば良いということではなく、この産業化と言うからには、まず、採算性を伴うことが大前提であり、要求されます。そこで、行政として、この6次産業化、どのような方向性を考えておられるのか、また、併せてこの福大との委託契約の中身について、まず、冒頭伺います。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） お答えをいたします。

6次産業化の件についてであります。これはご承知のとおり、大変な今、原発の事故で被災を被っているという、こういう中で、積極的に良い環境づくりのために、除染は進めております。その中の大切な農業関係、これも農地関係の除染と、これも併せて進めて進めておるわけですが、そういう中であって、不安な状態で農産物等を生産をしている。このままでは、これはどんどん落ち込んでしまう。何とかし、これに活性化の道を見いだしていく必要があるなど。そういうことで、農業の復興再生に付加価値を付ける方法を見いださなければならない。そのためには、ただ生産するだけでなくして、それを加工し、かつまた流通にそれを乗せる商工連携のそういう6次化産業、これを積極的にこれを機に進めていかなければならないなというふうに考えておるところであります。農業そのものが難しい中での取り組みでありますから、なかなか大変ではございますけれども、しかし、やらねばならないと、ねばならないということでもありますので、そういう意味で、やはりそれ相当の知見者とのいろいろアドバイス、また、そういう知見者の専門的な、そういう指導も必要とする。そういう関係から後段の質問の福大地域ブランド研究所、西山教授をキャップとする研究所と、今言ったような趣旨の下に、この委託契約を締結を下とすることです。こうした中で、是が非でも一歩二歩活性化につながる、そういう道を見いだしていきたいなというふうに考えておるところであります。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） 福大の委託契約の中身については、丁寧な答弁はなかったわけですが、今、村長が言ったように、結局何を発掘するかが問題なんだと思います。そこで、具体的に地域特産品の発掘、私はもともと最初の考えからで、営農指導の重要性を何度か説いてまいりました。そういう観点から伺っていきたいんですが、先日の大玉村安心・安全農作物推進協議会、講演会がございました。その中でも放射線汚染と農業の再生に向けていろいろ議論しても、どんなことを考えてもこの放射線のことを抜きにこの6次産業化とかなんかとらえることは、まずできないなと思っております。そんな話の中で、営農指導の重要性を説いておられました。改めてこの6次産業発掘定着のために、大玉村をよく知る必要、理解することが大事と考えております。一概に大玉村と言っても、土壌の内容から、それから農地の標高も、気候、風土、土質、水質様々であります。農政課は、それなりに把握されておられると思っ

ておりますが、私の過去の一般質問の中でも申し上げておりますが、この農業の絶対的ないわゆる指導者、カリスマ的とまでは言いませんが、そういう専門的知識を有する仕掛け人の存在が、この6次産業化には不可欠ではないかと思っております。まして放射能に汚染された土壌の改良のことも今、最も必要とされております。農政課そのものに不満申し上げるものではありませんが、大玉村の農政をリードされる携わる者としてどのようにとらえておられるのか。それから、村長には、指導者と専門技術者の必要性の認識、それを改めて伺いたいと思います。現場を知る立場からは、農政課長からは、今言った内容のことをまず、冒頭伺います。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 後段の関係について、私のほうから答弁をいたしますが、全部ねこれスタッフ揃えられれば、それに越したわけではないんですが、やはりこの全部そういう職員を配置するということは、現実的には不可能な面がございます。しかし、それぞれの機関に専門機関等があるわけがございますので、そうしたことで、今度の先ほども申し上げました。福大の地域ブランド研究所、そうしたその6次化についてのアドバイス、それからあと今言った、そういう大玉にも平地もあり、また、中山間地と山間地もあると、そういうそれぞれの既存の農地そのものでも、それぞれにあった適地適作、そして、そのうえに要するに今度は放射線関係、これの強いところもあれば、弱いところもあると。そういうところで、いったいじゃ、どういう農産物が良いのかということになりますと、非常にこれはより難しさが加わったわけありますから、そういう点についてはそれぞれの関係機関、身近には県の機関、あるいは国の機関、そういう機関等のより以上の利活用、こういう企画力、こういうことを発揮して、そして、この本村の土地の有効利活用策を講じていくと、これにやっぱり尽きるのではないかなと。もちろん自前の最低必要限の人材は揃えていかなければならない。これは言うまでもなく、考えておるところであります。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 2番議員さんにお答えいたします。

6次産業化を図るうえで、地域に合った特産作物の選定、発掘というのは大切なことでありまして、先ほども申し上げました平地や中山間地、特に土壌の放射性物質の濃度による特産作物の選定、発掘が必要であり、これらの品質管理、生産性の向上を図るうえで、いわゆる営農指導が重要な役割を果たしますので、営農指導の充実によりまして、生産性の確立を図るうえで、関係機関と連携を図りながら進めて充実を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） ありがとうございます。課長の答弁、前回もそのような内容で伺ったでありますが、村長からは改めてこの専門技術者、指導者の必要性というものを認めていただいたわけなんでありますが、現実には何度か答弁いただいておりますが、先に進んでいないというのが現状だと思っております。課長に改めて伺いたいんですが、今もちょっと答弁ありましたが、先日申し上げました、先ほども申し上げ

ました安心・安全農作物推進協議会、この講演の中で詳細な汚染マップと土壌面積、それから作物選択の体系性の構築、それ先生から話がありました。必要性を説いておられましたが、このことについては、農政課長どういうふうにとらえていますか。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 過日、行われました安心・安全農産物推進協議会の中の講演の中で、いわゆるチェルノブイリ等々の土壌の汚染マップという話がありまして、その汚染の濃度によって、いわゆる作物を選定していくという講演がなされたわけでございますが、大玉村につきましても、今年の２月から３月にかけて、水田を主とした７０数か所の土壌の測定を行いまして、今後につきましては、現在、畑地等の土壌の汚染の測定を進めたいということで、その土壌マップの作成に向けて、測定を進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（佐藤 悟） ２番。

○２番（押山義則） ありがとうございます。とにかくどういう作物を作れば、結局金になるのか、そういうものを模索した指導を今後ともしていただきたいと思います。私も少しばかり農業というのには恥ずかしいのでありますが、野菜作りをたしなみまして、金になる農業の難しさ、これは身に染みて感じております。しかし、私のその短い農業経験の中でも、農業を産業としての可能性は多種多様にあると感じて思っております。６次産業化の地域別特産品の発掘なんでありまして、私の１つの持論なので感想なんでありまして、大玉村には特に根菜類がおいしく育つ土壌を持つ地域があります。その地域で育つジャガイモとかサツマイモとか大根、人参、食味は絶品であります。私もいささか料理をたしなむものですから、土の力、それはすばらしいなと感じております。煮ても焼いても乾燥野菜にしても、おいしさが違います。無論直売所なんかでも商売しているんですが、これ人気があります。そういった昔の人というか、先人の生活の知恵、伝統と歴史が、それを教えてくれる地域の農業、私はこういうことが、その６次産業化成功のヒントではないかと考えておるんですが、村長改めて感想を伺います。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 原点に立ち返って、本来の日本人の口に合う、そういう食とはいったいなんだ。食文化、日本の食文化、あるいはまた大玉村の食文化があるわけでありまして、そういうものがややもすると、今、薄れてきているのではないかなど。スーパーに行って、そして、食卓に並べると。しかし、それぞれの家庭などに行ったり、あるいは今度あるそういう会合等での料理などをご馳走になったりしますけれども、しっかりと昔ながらの大玉村の食文化、これを保ってご馳走になるようなことがあります。そうすると、何かこれが本来の食べ物なんだなという感じることがありますので、やはり立ち止まって、これを機に、ましてこれ汚染したこういう状況下にあるわけですから、その土地によっての汚染の状況、そうしたことを踏まえて、古来の大玉村の食文化というものをしっかりとやはり振り返って、そして、今後、それらを結局いかしていくならばいかしていくと、こういう必要性というものはあるなと

いうふうを考えておるところであります。

○議長（佐藤 悟） 2 番。

○2 番（押山義則） はい、ありがとうございました。私のつたない農業経験、改めてなんですが、個人ではそこそこ採算の取れる農業というのは、小規模ならできるんですよ。それで、それなりの売上も上げられます。ただ、継続させる、6 次産業化とかなんかで長くやろうとすると、1 つの一番ネックになるのが、生産の集団化なんです。そういうことに私は行き着くんでありますが、この 6 次産業化、産業ととらえるのには、これは大きく 2 つに分けられると思うんですよ。1 つは、その生産部分と、あともう 1 つは、それを販売するとか応用する方の組織と。この生産部分なんですが、この生産の集団化、大玉村、私はこの 6 次産業化の原点第一歩と考えておるんですが、そういう生産集団化のような状況、大玉村として、果たしてどういうものをこれまであったのか。今、そういうものがどういう組織をそういうものととらえているのか、農政課長に伺いたいんであります。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 2 番議員さんに生産の集団化ということで、現在、本村におきましては、いわゆる特産作物ということでそばとか菜種とか、そういう組織の中で特産作物をいわゆる生産、そして、販売に結びつけているということで、現在の状況については、そのような、いわゆるそば、菜種等の生産組織等によって生産がなされているような現状でございます。

○議長（佐藤 悟） 2 番。

○2 番（押山義則） 答弁有り難いんですが、そば、菜種で、私はそれでお金になるとは、村の 6 次産業化に結びつくとは、とても考えられないんであります。やっぱり 6 次産業化をとらえた形でのお答えがほしかったんでありますが、その辺は今後、研究したいと思います。

また、この 6 次産業化、成功の近道として、現実、我が村で行っております直売所運営の多角化ということがあると考えられます。直売所はもとより、加工場とか農家レストランなどの併設、そういうサービス開発が重要であります。工業さんでも、農商工連携による産業の活性化をうたっております。JA や商工会のイニシアというカリード、それから機動力の重要性、それを感じております。6 次産業化の成功に向けて、是非この各方面から参加いただくサービス開発チーム、その設定を願いたいんであります。私が言う開発チームとは、既にあるその各団体からの長などが就くような組織等でなくて、ある意味でプロ集団というか、マーケティングの専門家とか、村おこしのプランナー、意欲ある農業経営者とか、すぐ寄せる即戦力、それらを揃えた、そういう組織、この前の行政報告の中で、検討委員会のようなものを立ち上げるということは村長から伺ったんでありますが、改めてそういうことについて伺います。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 6 次産業化は、これは進めていきたい。その拠点の土地としては、今の直売所の西側の土地を買い求めるということで、そこを 1 つの拠点にいたしたい

など、一帯をそういうふうにいたしたいなというふうに考えております。

特産物関係の位置づけね、これはこれから皆様方にそれぞれ知恵を出していただきたいと思っておりますが、課長から話あったそばとか菜種というのも、1つのこれは位置づけとしてあるなど。あるいは最近はやる人によってはどんどんやっていますね。ネギなどを大量に作っておる。こういう方も見受けております。そういうことを考えますと、それからタマネギですか、こういうのも大面積作っている。これは放射性関係との兼ね合いを考えての作物の選定であるなというふうに思っておるわけですが、ただ、やっぱりそれを一時産物ということで販売にするのではなくして、更にこれに加工する。そして、あとの流通に乗せる。こういうことで、今の直売所等もあるわけがありますから、あの西側の土地を求めたことによって、あそこを拠点に考えていきたい。そして、なおかつ今言ったように、それにはプロ集団が必要だろうと。確かにそうであります。それぞれのそういう方も加わって、そして、検討していかなければならないなというふうに思っております。いろいろよそには、やっぱり仕掛け人というのがいるんだね。例えば馬路村の柚子、全国一です。ああいうところの1,200人くらいの人口で、柚子だけでね、加工に結びつけてどんどん販売しておる。30億円、40億円の粗収益を上げている。それから、長野県の川上村ですか、あそここのところのレタス、これも大変な、これああいう高原地を利用した特産物。それから、今の徳島県の上勝町、葉っぱ、じいちゃん、ばあちゃんの葉っぱでもって成功している。そういう例、やはりこれ真剣にその条件が悪いところで生きていく。そのためには、どうして生きていったら良いかという、そういう知恵が、今言ったようなところでは生み出しておるわけがありますから、大玉の場合は、そういう面では、今まではちょっと恵まれすぎていたのかなと。地理的条件、土壌的条件、やはりこういう汚染というようなことになって、この中で土地をいかしてどう生き抜いていくか、やはりこれは正念場であるなというふうに考えておるわけでありまして、今、質問ある、そういうプロ、あるいは先見的な取り組みをしている、そういうところもあります。十分多くの皆さん方の知恵を頂戴しながら、一歩二歩踏み出していく必要があるというふうに考えておるところであります。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） 前向きな答弁ありがとうございました。改めてその直売所の西側の土地購入、これ今しているところではありますが、それについて、今現在、行政の考えておられるふるさと広場の構想について、どのような運営を考えておられるのか、定まっておられましたら伺いたいんでありますが。今般、それ設計を含んだ開発行為の予算化も計上されておられます。私はちょっと心配しているのは、開発行為の設計の中身で、おおよその土地利用の方向性は定まってしまうのではないかと考えております。だから、例えば加工場とかなんか設置する場合、その内容によっては土地利用というのはまるっきり変わります。例えば大きく言うと地下を利用するとか、そういうことも考えられます。だから、その今回の開発行為の予算化のことも含めまして、そういうものについては、どういうふうに考え定まっておられましたら伺いたいんであ

りますが。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 議会のご理解もいただいて、直売所の西側にかなりのあそこ面積がありますが、これを買求めて、今のふれあい広場の直売所の面の高さにして、そこを有効利活用を考えております。これ法的な開発行為絡みとの関係で、今言ったような具体的にどうだこうだという、そういう詳細な関係ね、これから十分検討していただく、こういうことに考えております。詳細についてはね。ただ、現時点における事務的に進める関係で、これはこうなんだ、こういうことについて今、担当の方で進めておりますから、担当課長の方から答弁をさせます。

○議長（佐藤 悟） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男） 2 番議員さんにお答えいたします。

ふれあい広場西隣の今回、取得予定地 3,491 平米ございます。これについては、現在、農振除外の申請の手続を出しております。今後、予定されるものとしては、開発許可申請に基づく書類の整備ということになるだろうということでの 6 月の補正予算計上ということになっておりますが、現段階では、予定建築物は当然、そこに建つということで、その予定建築図の中身については、加工場を中心としたものになるだろうと。ただ、その加工場のスペースがどのぐらいほしいのか。中に売店とか農家レストランが必要なかどうか、この辺については、検討委員会の中で十分協議をして進めてまいりたいというのが、現段階での考え方でございます。

○議長（佐藤 悟） 2 番。

○2 番（押山義則） はい、ありがとうございます。その直売所の運営については、今、我が村の村営の状況にあります。これ理想の形としての運営方法、これ村長どう考えておられますか。村営がよろしいと思っておりますか。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 今の件についてですがね、これいろいろ検討してきた経過があるんです。みなし法人などということで、税金を取られてきたような経過もあるんです。あのテントでやっている時代にね。そしてまた、ひところは要するに何々振興公社とかね、第 3 セクなどということで大流行。大流行でそういうことでやって、結果的には、そこがにっちもさっちもいなくて持ち出しが多い。そういうことで今、整理整頓をしているんですね。これは国をはじめ、各県もそうであります。出先の整理をしております。そういうことを考えますと、一概に直営だから悪いとか、あるいは第 3 セクのような、そういうことにした方が良くとかという、そういう経営の有様、これらについても今後、十分みんなの知恵を頂戴しながら考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（佐藤 悟） 2 番。

○2 番（押山義則） 直売所、今、利用している方々にとっては、村営の方が安心して物品を提供できる、そういうことありますが、ただ、村営でやっていくと、どっかでやっぱり壁というか、それ以上できないところがあるんじゃないかと思っております。

これから今後、先ほど課長から答弁ありました加工場のこととか、農家レストラン、現実農家レストランなど、運営しているところ全国津々浦々様々な形ではありますが、結局採算性から申し上げますと、成功している例はほんの少しであります。ほとんどが大変な状況に陥っているようであります。そういう意味で、加工場もそうでありますが、農家レストランなど、行政が運営にかかわるとすれば、本当に慎重な計画でやっていただきたいなと思っております。方法はいろいろとあると思います。大玉の産品を扱ってくれる業者を公募するとか、一番は村内の意欲のある組織に委ねるのが一番良いことなのでありますが、そのあたり村長からは答弁ありましたので、深くは追求しませんが、その辺を十分わきまえて検討して進めていただきたいと思います。結局うまくいっているところもあるんですね。話ちょっとそれるんですが、島根県のある町なんかでは、本当にご飯と味噌汁だけで行列のできる食堂というかレストランが、成功しております。巧みな地域情報化、それがもたらした地域再生の成功例なんではあります。例えば北海道の白老町あたりは、70歳以上のおばあちゃんだけで運営してうまくいっています。しかし、その場合は、日給が1,500円、そんな状況でやっています。ただ、年金をもらっている人たちが働いているわけだから、その辺で税金かからないようにちょうどなんですね。そんな運営の方向で成功している例もある。我が村、100歳以上の年寄りが多く住む村として脚光を浴びておりますので、そういう老人パワーを活かした食生活スタイル、そういうものの売り物の地域おこしなども、可能性の1つなのではないかと考えておりますので、農商工連携によるサービス開発検討委員会の中で十分検討していただいて、大玉ブランド確立、魅力的な産品の実現、大いに期待しまして、次の質問に入ります。

次に、復興計画の事業メニューの中で、15番に関連しまして、森林除染の重要性ということで改めて伺います。まず、大玉村の山林、里山の森林の放射線汚染状況の認識、それを改めて村長に伺いたいんですが、村長常々森林除染の重要性、必要性を様々な形で訴えておられることは、承知しております。改めてこれまでに示されている汚染マップなどの状況から、具体的認識、それをまず伺います。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 森林の汚染の認識であります。これは大変汚染されております。

独立行政法人森林総合研究所、ここが川内村とそれから大玉村と只見町の国有地を調査したんですね。これは去年の9月30日でありますけれども、1平方メートル当たり川内村はすぐ避難したところですから、これは138万ベクレルなんですよ。それから大玉村はいくらだというと、8万ないし12万ベクレルあるんです。それから只見がないのかなと思えば、只見が2万ベクレルあるんです。ということになりますと、これは1平方メートル当たりでありますから、大変これは今言った数字のことから換算しますと、大玉村も国有林が約3,000ヘクタール、それから民有林が2,000ヘクタールあるわけでありますから、大変なんだなと。森林はこれ大玉のみならず、県下71%が県土の森林面積でありますから、そういうことで、森林を何とかしなければ、最終的には国の言っている0.23というようなことには程遠い

と。今は早急に急いでやるのは、生活に直接関係のあるところをこれやっております。あとは第2弾、第3弾で森林をこれは綿密に調査をして、そして、除染をしなければ、きれいな環境にはならない。循環をしておるわけでありますので。それで、大玉の森林関係もちょっと調べてみたんです。担当調べてくれたわけでありましたが、例えばある神社の杉でありますけれども、これが7,825.24、これは調べた日にちは新しいです。先月の5月28日です。7,825.24ベクレルと。この内訳のセシウムというのが5,442.68なんです。セシウムの134が2,382.56なんです。この比率は、62対38なんだよね。そうすると、半減の30年のセシウム137の方が、5,442.68ベクレルあるんです。これど真ん中にあるんです、人の住んでいるね。それから、あちこちこれ調べたわけでありましたが、あるところは例えば4,325.31、その内訳がセシウム137が2,626.95、134が1,698.36、要するに調べた私の手元にあるわけでありましたが、これから今のところ生活権の身近なところをやっております。今度はやっぱり拡大していく必要がある。ただ、現時点においては、森林は住家から20メートルというふうにガイドラインでなっておりますから、このガイドラインをやっぱり拡大していく必要がある。だから、もっと森林の汚染マップをしっかり作って、県からも汚染マップを作って、そして、こういうことなんだから、したがって、これは森林をやらないと、雨が降れば川に水が流れてくる。結果的には、これそういう自然の循環ということでありますので、森林をやらないとだめですよ。しからば、どこの辺までやらなくちゃならないのか。これは綿密にマップを作って、私が県の除染、森林の除染推進協議会長もやっておりますから、6団体でこれ結成をいたしました。そういうことで、ガイドラインを改めてもらう。20メートルをもっと拡大してもらう。そうでないと金が来ないということでございますので、そういうことに考えておるところであります。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） 丁寧な答弁ありがとうございました。最近の学術機関などの調査報告によりますと、爆発時より1年経過して、逆に放射線量とかセシウムの値が増加している地域のこと、私今、農地のことをやっていますので、結局は森林汚染が結局農地の放射線量が増える1つの原因ではないかとも言われております。大玉村はそれなりにどちらかというと安心、安全な地域として生活して農業生産も続けている、取り組んでいる地域だと思っております。農地の除染、それいち早く取り組んでおられるのでありますが、森林汚染と農地汚染の関係、農業再生への影響というのはどうやって解決したらいいか、我々の能力ではとても難しいことなんでしょうありますが、村長辺りはそれぞれそういうところで専門機関に行って話を伺って、農業再生への影響、これ例えば何年ぐらいを目途に解決していくということを考えておられるのか、その辺をちょっとまず、難しい質問なんですけど、分かりましたらお願いします。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） これはなかなか難しいですけども、とにかくとっそく今、早急にやらなくちゃならないことは、牧草とか普通畑、水田、水田も緊急に98ヘクタール

ほど、11区、16区やりました。しかし、それ以外のところも調査をして、私が考えているのは、3,000ベクレル以上のところは、早急にやらなくちゃならないなと。でき得れば1,000ベクレル超えるところ、第2弾、3弾でね、水田の場合ね。それから、畑地の場合は、これは今のかなり深耕は水田と違ってできると思いますので、指針に基づいて、昨日も実は牧草が230ヘクタールくらい、そのうち畜産農家だけでちょっと手に余る分野が50何ヘクタールあると。これは水田を取り組んだ皆さん方に集まってもらって、JAの大玉支店の2階で昨日それぞれ集まっていただきました。24～25人集まったと思います。そういう方にひとつ応援してくれないかと。あと追っかけて今度は畑が出ます。畑関係も、これをしっかりとやっぱり指針に基づきやらなくちゃならない。しかし、これ取り除くんではないんだよね。結果的には、結局天地替えをして、下に封じ込めるということでございますから、そういう方法もやはりこれは取り除くんでなくとも、やっぱり作物に吸収されないようなことで、指針に基づいて、やっぱり取り組みをせざるを得ない。そういう中でいったいどういう作物が良いのか、先ほども言ったようにセシウム等を取り込まないような、そういう作物を選定何が良いのか、専門のそういう方の知恵を頂戴しながら、これから除染をすると同時に、作物の選定等のそうしたこと等についても、指導を仰ぎながら取り組んでいきたいと、こういうふうに考えております。

続けてこれ何年ということですがね、一応除染計画は、5か年ということにしておりますから、5か年間でまあまあという線にはやっぱり持っていかななくちゃならない。是か非でも持っていかなければならないと。しかし、森林はどこまでいくかというのは、これはちょっと分からないからね。やはり5年でも相当本気になってやっても難しいと思うね。この辺については、これからやっぱり相当政治力も発揮していかないと、ガイドラインに登載してもらおう、これが先決でありますから森林の場合はね。そういうことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） 難しい質問でありましたが、答弁ありがとうございました。農地のことについては、今、村長からる答弁ございましたが、しからば、山に関してどうすれば良いのかということなんでありますが、周知のとおり、我が村の森林、林業の実状というのは、これ衰退の2文字に尽きます。そこで、こういった機会に大玉村の森林農業の再生に向けて、改革の姿勢というか、それを示すべきときではないかと私は要望いたします。国の方針とか施策も食料同様、木材自給率50%を目指すとうたっておりますが、現実には全くの無策なんであります。大玉村だけ独自の施策ということにはいかないかと思いますが、何か工夫はないのかなと思っております。前回の質問でも木質バイオマス発電事業について言及いたしました。この際に我が村でこの機会に林業や建設業、産廃業者との連携による木質バイオマスの燃料化事業とか、段階的に発電事業への参画など考えられないかと思っております。現実にはこの前の県発表の復興支援事業として、浜通り辺りは木質バイオマス事業の整備計画、これ何箇所か認定されたようであります。福島のエコ産業を支える森林の有効利用を図る組織のトップ

として、村長就任されております。そのことを含めまして改めて見解を伺います。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 現在のガイドラインでは、住家から20メートル、しかし、そんなものでは収まらないと。綿密に調査をして、相当広範囲にこれはやらなくちゃならないと。そうすると、大量に間伐をしたり、皆伐をしたり、そしてきれいにして、そして、そこに新しい苗を植えて20年なり30年過ぎれば、本当の木ということで成長すると。このまま置きますと、これが土壤に浸透して、木そのものに今度吸い上げられてしまう。いつまで経ってもきれいな環境にならない。だから、結論は、汚れているものは、早く更新することに越したことはないんです。しかし、これは大量に出ます。出たものをじゃどう利活用するか。除染を含めた除染絡みの要するに資源化ということで今、話がありましたけども、木質バイオマス発電、これを考えてくれないか。これ大玉だけでは、これはなかなかやっぱり政治力になりませんから、この6団体で立ち上げ、私が県の森林林業緑化協会の会長をやっておりますので、それから森林組合連合会、それから県の造園建設業協会とか、木材協同組合の連合会とか、林業木材産業労働災害防止協会とか、それからうつくしま21森林づくりネットワークとか、この6団体で、私がこの会長をやっておるわけではありますが、これは県下に網羅しておりますので、それで県下の汚れているものをこの際、除染というふうなことで資源化利活用、再生可能エネルギー、木質バイオマス発電、これを是非やってくれないかと。そうでないと、いつまで経ってもきれいな環境にはならないよと。そして、第一森林をやるとしても、置く場所に困りますよと。煙突からはセシウムは、これは防ぐことはバグフィルターできますから。問題は、灰の問題ですね。灰はこれは相当高くなります。灰については、嚴重に貯蔵方法がありますから、これは国のそういう施設のほうに最終的には持っていくと。そういうことで、森林除染を早めていく必要があるなということで、県全体の結局政治力をもって今、国のほうに迫っているという状況であります。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） ありがとうございます。大玉村のような小さな自治体が木質バイオマスを活用しようとする、おのずと限界があるのは承知しております。大玉村に合った方法で村の自然を守り、利活用することが必要なんでありますが、燃料化としての利活用ならまだしも、発電利用となるとコストの面からも難しいものがあります。そのあたりどのように考えているかを伺いたいのではあります。1つ、木質バイオマスガス発電装置について、ちょっと話してみたいと思います。この質問を設定するにあたりまして、私なりに大玉村として可能な木質バイオマス利用はないか。玉井財産区などの研修通じて、財産区あたりにも事業者でできるものがないか、そういうことでちょっと研究してみたんですが、そこで、木質バイオマスガス発電というものをちょっと認識していただきたいんですが、この方法というのは、いわゆる原料とかの木材とか、剪定だとか、それから枯れ草のたぐいまであらゆる植物廃材を熱分解で蒸し焼きにしてガス化して、発生したバイオマスガスをディーゼル発電機で発電す

る方法なんでありますが、この方法だと規模に合わせて設備拡充もできまして、投資額もかなり抑えられます。利点としては、チップ化すればあらゆる植物・廃材がガス化として取り出せる。また、加熱する際に、結局煙の発生を見ることがない。それから、熱分解炉で炭化された原料は、炭化物として十分土壌改良などに利用できると、そういう利点があります。差し迫った森林とかいぐね、そういうたぐいの除染に対して有効な手段なのではないかと私は思っております。既にネクスコの東日本環境技術課ですか、そこで東北道的那須高原のサービスエリア、そこでは実証実験実用化されております。そこでは、サービスエリアの電源として、毎日100キロワット少々の電力を発生しておりますが、我が村でもバイオマス利用、企画財政課長に伺いたいんですが、バイオマスガス発電、理解されておられましたら、大玉村での可能性の感想を伺いたいんですが、いかがでしょう。

○議長（佐藤 悟） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男） 2番議員さんにお答えします。

林業廃棄物関係の再生可能のエネルギーの方法については、10年前の新エネルギービジョンの中でも林業廃棄物ということでの研究調査はございます。これらについて期待可採量として、だいたい年間熱源としては100世帯というような調査結果が出ております。ただ、これを電力に変えるとなると、更に3分の1、あるいは2分の1というような形になるだろうと。今回、木質バイオマスを考えるにあたっては、いろんな想定があります。まず、伐採した樹木等を破碎してそのまま焼却する方法と、それからペレット等を作って熱源のものを作ると。更にはそのペレットを再利用しながら熱源を得るとか、そこから電気に持っていくとか、いろんな手法がございます。これらについては、先ほどおっしゃいました放射性物質の対策でありますとか、それから中長期的な運営計画、これらが必要になってくると思います。そういうものも含めて、現在、調査検討というような形で進めておるのが、現状であります。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） ありがとうございます。いずれにしても、このことは、先ほど村長からも答弁ありましたように、国、県でも模索・検討中の課題であるかなと思っております。それぞれの自治体、条件の違いが伴うことでもありますので、ただ、要は自治体の実践が問われることでもありますので、先ほど研修した自治体などは、国とか県の補助などは待たないで、結局自主財源、むろん起債なんでありますが、1日も早く取りかかることが大事と一歩踏み出しております。今度の議会でも、剪定だのチップ化の予算が少々計上されておるんですが、間に合わせ施策ではなくて、1日も早くベストな方法で、この問題の解決が図られるよう要望しておきます。改めて村の今後の方向性を伺いたいんですが、課長からは今、それに関する答弁あったんですが、改めて村長にその辺を伺って、この項の質問を終わります。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） これは先ほども申し上げたとおり、大変な量になりますので、これを資源化する。それは今言ったように、ガス化にするとか、あるいはまたそのものを

燃やして考えると、私この間先月になりますけれども、北海道の下川町に行ってきたんです。そこは森林を利活用してね役場だとか、周辺公共施設いっぱいあるんだわね。これの全部暖房関係、それからお湯関係、こういうものはチップによってボイラーでもって賄っているんですね。ただ、そういうこともこれ考えられます。考えられますが、そこにひとつ問題なのは規模とか、バグフィルターを付けなければなりません。空気中に飛散しないようにしなくちゃならない、バグフィルターを付ける。これは相当のやっぱり経費がかかります。そういうことと、それからあと実際のやった事業の費用対効果、こういう関係がどうなのか。だから、独自取り組みというのはなかなか大変なので、除染の結局絡みの中で、除染ということが必要があってこの事業をやるんだぞと。こういうことに結びつけるということが一番現実的であり、予算関係等についても無理でなくできるなど。大義は除染だぞと。これが大切だと思うんです。そのためにちゃんとこれはその必要な金はよこせと、こういう取り組みね。それが一番現実的な効果のある方法だなというふうに、そういうふうにしたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 悟） 2 番。

○2 番（押山義則） ありがとうございます。是非その方向でお願い申し上げます。

次に、行政執行状況について伺います。除染活動の実態について伺います。大玉村は11区から面的除染、いわゆる住宅除染が実施されておりますが、これまでの実施結果、検査とか実施率とか、できれば発注高、一番伺いたいのはその実施成果の感想なんでありまして、特に担当者に担当として、どうとらえておられるのか。また、実施するに当たり、実施後の結果に当たり、生じた問題点など改めて伺いたいんであります。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 2 番議員さんにお答えいたします。

除染の進捗状況に関してですけれども、24年度の除染の目標戸数については、500戸ということで現時点では進めておりますが、23年度の繰越明許事業も含めた除染の発注戸数については、14工区367戸、目標からすると73.4%の発注ということで、金額は一部住宅以外のも若干入っておりますが、現在までの契約額は4億3,059万4,500円ということになっております。完成戸数については、すべて進行中でありまして、完全に完成したというのが今32戸で、6.4%程度。しかし、まだ、検査が終わってなくて、作業終了したよというのもございます。これについてはまだ確定しておりませんので、確定しているものについては、そういう現状だということです。

それから、除染に関してどういう効果なり、その結果の認識についてのお尋ねがございました。住宅の除染をやりながら、一番感じていることは、全体的に11区、16区ともになんですけれども、屋根には相当放射性物質の残存がなくなっているというのが印象です。それは、洗っても表面の汚染が下がらないということは、もともと汚染はないというふうに考えても良いのではないかと。過日、木村先生の講演でもあ

りましたが、雨、それから雪にる落下というか、屋根の汚染というのはかなり少なくなっているのではないかということが印象としてあります。それから庭の土については、やっぱり十分に汚染が確認されると。したがって、除染の効果は極めて高いというふうに思います。それから、庭木においては、常緑で越すもの、さつきと言いますかね、ツツジですか、そういったものについては、やっぱり付着が多いと。それから、いぐねを抱えているところは、なかなか全体に住宅の除染をやっても思ったような下がり具合はしないと。11区地区で計測している孟宗竹などには、1キログラム当たり1万6,500ベクレル程度の放射性物質が付いている。こういうことを考え合わせますと、住宅の庭の除染の徹底、あるいはいぐね等の除染を徹底していくと、こういうことが空間線量を下げる大きな要素になっていると、そんな印象を今回の除染の経過からは受けています。以上です。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） ありがとうございます。私あの課長からは、もう少し生じた問題点など伺いたかったんでありますが、私から言いますと、住民から除染作業の方法とか、特に洗浄機の扱いで不満があるといういろいろな話が私どもの耳に聞こえております。注意しない隣家等も問題もありますので、地域コミュニティのことにも結びつきますので、業者への指導とか、その辺を怠りなくお願いしたい。改めてお願いしておいて終わります。

それから、農地の除染についてなんでありますが、既に田の除染の結果、田は実施しておりますね。除染結果、実施内容の達成率とか、そもそも話は聞いてあるんでありますが、この作付け後の稲の生育状況、農政課として、どういうふうに今現在、とらえておられるか、どう判断されておられるか伺っておきます。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 2番議員さんに除染関係で作付け後の稲の生育状況ということでございますが、特に村レベルの生育状況については調査を行っておりませんが、普及機関、いわゆる普及所等の職員により、定点的な調査を行うということで県等が主体となって調査を行うというものでございます。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） 特に問題はないということなんでありますが、私は農業のことは詳しくないので、結構生育状況心配される方、その放射能に対して軽減されるのかどうかということ、そういうことを聞いたかったでありますが。例えば次にかかる畑の除染についても同じようなことなんでありますが、先日の教育委員会の講演会の中で、ゼオライトとケイ酸カリの散布について、この問題提起があったように私は聞いておったんですが、このことはどうとらえておられますか。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 2番議員さんにお答えいたします。

過日の木村真三先生の講演の中で、カリウムはまくなと、結論的なそういう言いぶりだったと思いますが、そういう中でいろいろ今までやってきた農地除染のやり方そ

れで良いのかとか、今後の進め方も含めて、私のほうで県のほうと県の見解等も含めて確認したので、私が答弁することになりましたが、県のほうの農林地再生対策室、ここいろいろやりまして、木村先生の話については、県のほうでも既に認識していたようです。要するに木村先生の話については、セシウムの吸着効果について、いわゆる空洞ですよ。そういうところに土とくっついたセシウムが穴に入り込むということで吸着するということなんです。木村先生の話は、カリウムが入ってくると、カリウムのほうが大きさから言って、穴に非常に入りやすいというお話であったわけですね。この件に関して、そうすると土は全部セシウムを離してしまうから問題なんだというのが、木村先生の講演の趣旨だというふうに思います。そこで、県は、そういうふうなことがあるんだけれども、農水省、県はどのようにそれ認識して、今、正しいと思ってやっているのかというふうな問いかけをしたんですが、県は県で農業センターのほうで実証実験をやっていると。ただ、その場合は、ポットでの栽培なんです。ポットで栽培して、汚染された土で稲を育てると。その中でゼオライトを散布した場合の吸着効果とゼオライトプラスカリウムをまいた効果と、これ実証した結果については、ゼオライトプラスカリウムのほうが、セシウムの吸着率があったと。つまりこの点では、木村先生の見解とは違う結果になっているんですね。しかし、なお、私のほうでは、こういう木村先生もそういった点では専門家ですから、矛盾するとか、相反する、全く正反対のこれ化学者の見解が出ているわけなんです。だから、様々な知見も含めながら、改めてやっぱり実証的なことをやっていかないと、片方で木村先生の実証田があると、片や県の方では、全県的にいろいろやっていると。この中で後で1年後に白黒付いたときにどうするんだみたいなことになっても困るので、柔軟なやっぱり認識で、いろんな情報を共有してやっていく必要があるのではないかなという意見の交換は、行ってます。現時点では県もやたらめったら言われたからじゃなくて、一定の実証の下で、セシウムの選択的な吸収というのは、はっきりしていると。あっ失礼しました、ゼオライトのね。カリウムについても、きっちりとやった結果でやっていますというふうな見解で、現時点では、県の実証も踏まえながら、村もやっているというふうに考えるべきだなと思います。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） ありがとうございます。今後とも更に研究、調査を続けて対応していただきたいと思います。

もう1点、畑の除染について伺いたいんですが、これ除染同意書の案内文書が村内に配布されましたが、条件として、大型トラクターによる作業可能なほ場とこれ定義されておりますが、この定義、この決定は村民に理解されますか、課長伺いたいんですが。大型のみということ。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 2番議員さんにお答えします。

畑の除染につきましては、現在、実施のほ場について調査を行っておるところでございますが、いわゆる除染の指針に基づきまして、プラウ耕により土を反転させると

ということで、現実的には家庭菜園等のいわゆる小さなほ場については、トラクターによるプラウ耕が現実的には不可能であるというようなことで、現在、畑の除染については、いわゆるプラウ耕等が実施できるほ場ということで、現在、調べておるような状況でございますが、いわゆる小区画のいわゆる家庭菜園的なほ場については、今後、検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤 悟） 2 番。

○2 番（押山義則） このことに関しては、状況に合った施策を村民に理解されやすい施策で施行していただくことを願っておきます。

それから、採草地、先ほどから村長からもだいぶ話ありましたが、これだいぶ幅のある運用が説明されていると思うんでありますが、除染作業そのものとしての妥当性というか、これは担保できるのか。例えばあと作業の確認のチェックとかは、どのようにされているのか。除染費用の支払いなど、将来問題は生じないのか、その辺伺っておきます。あともう 1 点、あくまでも農地の除染は、汚染状況調査のうえ、やることが私は根幹だと思うんでありますが、その辺も含めまして答弁をお願いします。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 2 番議員さんにいわゆる牧草地の除染の関係でございますが、汚染の状況ということでございますが、昨年の牧草の調査によりまして、一定の数字が出されたものについては、今年の生産される牧草についても利用が自粛ということで、大玉村全域利用が自粛されている地域で、現在、畜産農家につきましては、輸入の乾燥等によって飼育しているというような現状でございますので、いわゆる反転耕による除染をしないと自分の牧草地で作った牧草については、エサとして与えられないという現状でございますので、それらに基づきまして、畜産農家に調べまして、現在、今年度につきましては 230 ヘクタールの除染を行うということで進めておるところでございます。

○議長（佐藤 悟） 2 番。

○2 番（押山義則） 村民からはその費用の問題とか、結局はある意味でやけぶりのような、そういうことになる方がいっぱいいるというような状況というか、そういうのが耳に入ってきますので、その辺の対応も少し慎重に除染作業については、執り行っていたきたいと思います。

それから、仮置き場について伺います。これ進捗状況と設計どおり、計画どおり確保になったのか。今後の運用と運営管理も含めまして伺います。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 仮置き場につきましては、7 月末工期であります。工期についてはかなり短縮できるのではないかと、完成については。一部設計をかなり変更いたしまして、例えば布団籠工を現場発生の樹木でやるとかしています。あとかなり石が出てきまして、大型ブレーカー等でやらないと道幅が確保できないことがありましたが、それもほぼ終了しまして、道型もほぼでき上がっております。最終的な完成断面でありますけれども、今、現場流用土が設計上 800 立米ほど設計上あるんです。

が、これも購入土になっておりますけれども、仮置き場の面積確保をしたいということもあって、手前のほうですね、土を流用して大地を形成したいということで、今、そのような指示をしているところでございます。約当初の設計からすれば6,500平米程度の有効面積が確保できるのではないかと。

次に、管理運営の問題ですけれども、これらの説明会でもそれぞれ申し上げてきましたが、安全管理、つまり様々な関係のないものまで持ち込まれるのではないかと、いわゆる人的な管理については、やっぱり地元を中心をお願いをしていく。

それから、搬入量の管理についても、委託管理を行って、搬入された量をきちんと把握したいというふうに考えております。

それから、汚染土砂の搬入とか埋める関係ですね、これらについても当然、業務委託で実施していきたい。だから、管理については、3つぐらいの委託を考えているということでございます。以上です。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） スクールバスの運行、運営状況について伺います。先ごろの不動産屋のチラシで、ある土地の販売情報で、スクールバス利用可とか広告が目につきました。私、スクールバス確かに3キロ以上が通学距離とかの条件と伺ったことあるんですが、先月の教育委員会の傍聴の際にも、その運行規定の策定の話とか伺ったんですが、スクールバスの改めてどのような理念の下に事業を設定されているのか。今後、どのように運営されていかれるつもりなのか伺います。

○議長（佐藤 悟） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

スクールバスの運行であります。まず、スクールバスの運行の目的、小学校、幼稚園の児童、園児の通学、通園の便を図るために運行をいたすという根本の目的でありまして、通園、通学のほかには、学校、幼稚園教育に関する事業に参加する場合、その他必要と認めた場合ということで運行の目的としております。通学、通園につきましては、小学生がおおむね3キロ以上の通学距離、幼稚園児につきましては、乗車を希望するものということをや要件として運行をいたしてございます。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） 条件どおりにいっていますか。

○議長（佐藤 悟） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野昭裕） おおむね3キロ以上の通学距離ということでありますが、3キロ未満のところ、停留所を設けている例が現在、玉井小学校において3か所、大山小学校において1か所の停留所を設けてございます。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） このスクールバスの運行については、子どもの体力の問題との相関関係とか、通学の安心、安全とか、防犯等の取り組み、また、子ども見守り隊なんかで対応しているところもあるんですが、そういうものの関連、結局住民から不満のないように運営していただきたいと思います。お願いしておきます。

次に、図説大玉の歴史の発刊についてなんですが、これはもう3年も経っています。遅れているようでありますが、この状況と遅れている理由、これまでの研修、監修などの経過をお示しいただきたいんでありますが。なぜこういうことを言いますかと、編集委員の問題などで遅れているとか、そういうことが耳に入ってきていますので、その辺定かなのかどうか改めて伺います。

○議長（佐藤 悟） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（作田純一） 2番議員さんに質問にお答えします。

図説大玉の歴史につきましては、原稿につきましてはご心配をいただきましたが、その後、順調に入稿いたしました。最終確認の段階で、監修者の方が入院されまして、発刊が遅れました。現在、試し刷りが出来上がったところであり、現在、印刷中であります。まもなく終了しますので、村民の皆さんにはお手元に7月中には配布できるものと手続を進めております。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） そうすると、編集とかなんかで問題はなかったという認識でよろしいんですね。

○議長（佐藤 悟） 教育長。

○教育長（押山利一） 問題がなかったかと言われると、原稿の遅れが現実にございまして、まず、3月の議会でも10番議員さんから質問がありましたが、現実には原稿の遅れはありました。ただ、その後、今、課長が申しましたように、督促をして頑張っていたいて出されたんですが、最後の仕上げの監修の段階で、今言ったように、最終確認ができなかったと。大変監修者には申し訳ないんですが、病院までパソコンと原稿を持って確認をいただいて、なんとか来週中には仕上がると、印刷が終わるという予定でおりますので、まもなく配布できると思います。以上です。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） ありがとうございます。間違いのないように上手に管理してくださいということですよ。

最後の質問になります。生活保護について伺います。昨今、不正受給とかモラルハザードが問題になっておりますが、この制度も60年間も同じような法律ずうっと使われない法律なんではあります、大玉村としての生活支援戦略、これ現状報告と併せて今、どういう考えで対応していらっしゃるか、それを改めて伺っておきます。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） 2番議員さんにお答えいたします。

生活保護関係でございますけれども、24年度の5月末現在で11世帯、17名が保護世帯となっております。それで、生活保護の決定につきましては、県北の保健福祉事務所で言うこととなっておりますが、村としては県と連携を密にしまして、相談業務に当たっているというところでございます。

○議長（佐藤 悟） 2番。

○2番（押山義則） 生活保護少ないこと、ないことにこしたことなんでありますが、様

々なケースがあって、ケースバイケースで対応されていると思うんでありますが、制度が徹底して知らないために、不遇な思いをされている方の存在も懸念されます。そういったネットワーク、情報交換と言いますか、その辺を民生委員などとよく整備していただいて、その辺怠りなく対応していただくことを願ひまして、時間でありますので、2番議員の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 悟） 以上で2番押山義則君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） ここで暫時休議いたします。再開は午前11時30分といたします。
（午前11時14分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 再開いたします。（午前11時30分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 3番武田悦子君より通告ありました「保育所保育料徴収基準について」、ほか3件の質問を許します。3番。

○3番（武田悦子） 3番武田悦子です。議長の許可をいただきましたので、先に通告しました質問を行います。

まず、保育所保育料の徴収基準について、質問を行います。質問通告では、私の勘違いから保育料の基準を週5日保育として出しましたが、週6日保育を基準として、質問を行いたいと思います。大玉村は、子育て支援が充実している自治体として各地から注目を浴びていることから、子育て世代の転入が増えています。そのことから保育所入所希望者が増え、保育所も園舎を増設し、定員も増やしていることは、仕事をしながら子どもを育てている皆さんにとっては大変有り難いことです。更に、第2子目からの保育料が無料になるなど、より一層の充実に対し、保護者の皆様からは喜びの声が聞かれています。働きながら子どもを育てるためには、保育所の利用は欠かせないものとなっています。行政報告にもありましたが、現在の入所者数、待機者数、どのようになっているか伺います。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） 3番議員さんにお答えいたします。

現在の入所者数については、138名、待機者につきましては、乳幼児0歳児が、乳幼児の定員の関係で1名ということになっております。

○議長（佐藤 悟） 3番。

○3番（武田悦子） ありがとうございます。待機が1名ということですが、申し込みはしていて、0歳ではないお子さんで申し込みしているんだけど、待機と言われたという方もいらっしゃるんですが、仕事を探すという方の申し込み、それは待機にはカウントされないんですか。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） 3番議員さんにお答えいたします。

就職活動等で申し込みをされている方もございますけれども、これにつきましては、

2か月程度就職活動期間を切らせていただいているというような関係上、それ以降についても仕事が見つからないというような場合には、一旦、取り下げてもらっているというような事情はございます。

○議長（佐藤 悟） 3番。

○3番（武田悦子） ありがとうございます。保育所、ここは週6日利用することを原則として、料金が決められております。そのうえで、土曜日に利用しない子の皆さんに減額となるというふうな基準になっておると聞いております。近年、それぞれの皆様方の働きかたには様々な形ができておりまして、交代勤務はもちろんのこと、土日に仕事をし、平日に休むという勤務形態をされている方も多くいらっしゃると思います。現在の徴収基準からすれば、平日にお休みをしても、土曜日に利用すれば、全額保育料がかかるということになります。この基準を弾力的に運用し、週5日利用する方には曜日にこだわらず減額するという、このような形は取れないものかどうか伺います。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） お答えいたします。

確かに就労の多様化というようなことで、土曜日が勤務の方もいるようだけれども、平日の決まった曜日が休みの方とか、それから月によって休みがまちまちだというような方もいると思います。保育所の行事とか、それから保護者の実態、それから要望等も含めて検討していきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 悟） 3番。

○3番（武田悦子） ありがとうございます。是非保護者の皆さんの声を聞きながら、皆さんの利用のしやすい形に持っていただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。お母さん方仕事をしながら子育てをするということ、とても大変なことです。仕事と子育てを両立をしていく、これには様々な形の支援が必要なことになるのは、皆さんご承知のとおりだと思いますが、特に精神的な支援、これは欠かせないものとなっていると思います。子どもの視点、これはもちろんのことでありますが、保護者の視点からも保育所の先生方にはより一層の支援を今後ともお願いをするところであります。

次に、放射線から健康を守る対策について伺います。大玉村では、放射線から住民の健康を守るための取り組みとして、積算線量計による外部被曝量の調査やホールボディカウンターによる内部被曝検査が、30歳まで行われてきました。また、今後、県として甲状腺の検査も行われる予定だそうですが、この甲状腺の検査はいつ頃行われる予定になっているのか伺います。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） 3番議員さんにお答えいたします。

甲状腺検査ということですが、現在、24年度につきましては、福島市で行われております。今後の日程ということで、二本松市、本宮市、大玉村におきましては9月の予定を目指しまして、6月末に県のほうと協議を行う、そういう予定になっ

ております。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） 二本松、本宮、大玉は 9 月に行う予定というお話でしたが、これは 3 地区、3 市村がまとまって 1 か所で行うというふうな認識なんですか。大玉は大玉で行えるという形なんでしょうか。その辺も含めて今後の検討ということなのかどうなのかも併せてお願いします。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） 先ほどの 9 月からということですが、時期としては 9 月から先ほど申しました市村で行いたいということですが、具体的な実施方法や、どこから先にやるかというようなものにつきましては、先ほども申しましたが、6 月末に県と協議を行うという中である程度明らかになってくるということでございます。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） ありがとうございます。このホールボディカウンターや甲状腺検査は、定期的に行われることが望めますし、これまでの積算線量の数値やホールボディカウンターの数値は貴重なデータとなります。きちんと管理することが望めます。福島県は、県民健康管理ファイルを作るとしてあります。これは、県民健康管理調査基本調査へ回答した人へ優先して送ってありますが、回答した方にもいまだ届いていないと聞いております。すべての県民に届くのは、いつになることかとも思われます。これらのことから村として、村民の健康を守るという観点から、また、自らの健康は自らが管理をしていくという点からも健康手帳を作成し、それらに記録をするなどの考えがあるのかどうか伺います。また、この健康手帳、既存の健康手帳でございます。これらの記入項目追加をすとか、または母子手帳にこれらの項目を加える、このような形も考えられると思いますが、これらも併せて伺います。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） 3 番議員さんにお答えいたします。

先ほど議員さんの方からもありましたが、県では県民健康管理ファイルというように、全県民を対象に作成し、配布するというような予定になっておりますが、避難の地域ですか、先行調査ということで川俣とか浪江、飯舘村には、3 月の末から配布しているというような情報でございますけれども、その他の地区につきましては、順次配布を行うというような予定になっております。このファイルにつきましては、一人ひとりが自分自身の健康状態を把握して、今後の健康管理に役立つよう様々な調査、あるいは検査結果をまとめて、そういうものを記録・保存できるようにした家庭用のカルテというように作成してあるということでございますので、村としては、この県で作成したカルテを利用していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） 村としては、健康手帳を作る気はないというお話でございました。しかし、この村としても村民一人ひとりの様々なデータを管理し、何かあったときにすぐに引き出せるような体制、これを作っていくことも大切なことではないかと思

ます。この点に関しては、どのように考えるのか伺います。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） お答えいたします。

先ほどもお話し申し上げましたが、県で作っているそのカルテを中身も精査して、足りない部分については補うと。また、必要のない部分については調整するというような、そういうカルテを基本にして、村としては県のカルテを基本にした利用方法を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） 私がお伺いしたいのは、村としても、村民の皆さん一人ひとりのデータを村として管理をし、何か必要なことがあったときにはすぐカルテというか、村民皆さんの情報が引き出せるというような体制を作っていくべきではないかと思いますので、その点に関してはどうなのかというふうにお伺いいたしました。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） 3 番議員さんにお答えします。

当然、村としても、データ管理については行っていくというような考え方ではございますが、データのそれぞれの個人の情報につきましては、県のほうで一括管理しているというような関係もございますので、村に個々人のデータについては、現在は届いていない状況にございます。これも県のほうに申し入れをしまして、個人のデータもいただくというような形で検討しておりますので、村としても、そういった検査結果のデータを活用、管理していくというような考え方は持っております。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） ありがとうございます。きちんとしたデータの管理を村としてもお願いをいたします。

次に、昨年原発事故以来、子どもたちの外遊びが制限されてきました。今年になってそれぞれの学校では、屋外での活動時間が1時間ずつ延長され、活動の幅も広がってきたところでありますが、村内に降り注いだ放射性物質がなくなったわけではありませんし、すべてが安全、安心なレベルになったわけでもありません。そんな中、屋内遊び場として、子どもクラブを利用している子どもたちには、総合福祉センターさくらの屋内ゲートボール場を使って体を動かすことができっております。大変良いことだと思っております。そこで、この屋内ゲートボール場ですが、建物の関係からか、夏場はかなり室温が高くなります。特に近年の夏場の暑さには、異常なものがあります。もちろん子どもクラブでは、水分の補給など、こまめな対応はしておりますが、熱中症などの心配があります。子どもたちはのどの渇きなど、感じずに走り回ること多いです。また、この施設は、ゲートボール場としてももちろん使われている施設でもあります。ゲートボール協会からも、人工芝などの要望が出されたことに対し、スポーツトラクターの予算も今議会に計上されておりますが、連日、ゲートボール場としても利用されている施設でもあります。子どもたちや高齢者が多く利用することなどから、送風設備を整えるなど、環境改善が必要だと思われませんが、これらについ

ての考えを伺います。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） お答えいたします。

現在、議員さんのおっしゃるように、ゲートボール、あるいは子どもクラブで利用しているというような実態でございます。夏場に向けてということではございますけれども、確かに送風設備等については必要性は感じておりますので、夏に間に合うというような形とはちょっと申し上げられませんが、今後、環境改善に検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） はい、夏に間に合わないという意味はないと思いますので、是非 1 日も早く環境改善に取り組まれることを切に要望いたします。

3 点目として、子育て支援の拡充について質問をいたします。大玉村はこれまで医療費の無料化対策や予防接種事業など、県内のどの自治体にも先駆けた取り組みが行われ、大玉村で取り組んだことにより、県内に広がった事業もたくさんあります。特に医療費の無料化年齢の引き上げは大玉村が取り組んだことで、県内ほとんどの自治体で取り組みが進んで来ました。昨年のもろの事故により、18 歳までの子どもの医療費無料化が福島県として行われるようになったのも、大玉村が行っている実績があったことが大きな要因になっていると思います。18 歳までの医療費無料化のこの事業が県の事業として行われることにより、これまで村が行ってきた分の予算が浮くと思われまふ。村も 3 月議会で、予防接種の拡大を表明しておりますが、具体的にどの予防接種を行う考えなのか伺います。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） お答えいたします。

予防接種としては、現在、おたふくワクチン、水痘ワクチン、それからロタウィルスワクチンを検討しております。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） 3 種類のワクチンを予定しているということですが、これは時期はいつ頃というのは決定しているんでしょうか。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） 現在、10 月からの実施を目指して検討しております。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） ありがとうございます。10 月から新たに 3 種類の予防接種が受けられるということで、より一層の子育て支援が充実するということに大変うれしいと思っております。お母さん方もやっぱり大玉村に住んで良かったなというふうな思いを新たにすることだと思っております。

また、村内には在宅保育者への支援事業として、さくらカフェが週 3 回行われています。この中でお互いに情報交換をしたり、子育ての悩みを打ち明けあったりと、お母さん方は楽しく利用されています。また、さくらカフェでは 2 か月に一度、保健師

による相談会なども行われていますが、毎日、子どもと向き合っている保護者にとっては、いつでも気軽に小さなことでも相談できる場があればという思いがあります。また、昨年の原発事故以来、子どもを持つ保護者の皆さんにとっては、放射能に対する不安が常につきまとっています。この不安は、一人ひとり大きさが違いますし、自分だけが過剰に考えているのではないかなどと、母親同士の間でも話せないという、このような思いをしている人も少なくありません。子どもを育てていくうえでの悩みは、在宅だから、保育所に預けているからといって変わるものではありません。そこで、いつでも誰でも小さな悩みから相談できる常設の場があることが望めます。近年、子育ての悩みから育児うつやしつけがエスカレートしての虐待など、悲しい事例も起きています。このような点から常設の子育て支援センター設置が望まれると思いますが、その考えを伺います。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） お答えいたします。

正規の子育て支援センターというものの開設となりますと、専属の人員とか施設の関係もございますので、なかなか体制整備が大変だというようなこともございますので、当面、検討しておりますのは、現在行われておりますさくらカフェですか、その内容の充実というような中で、最大限努力してまいりたいというようなことで検討をしているところでございます。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） 専属のそういうセンターを設置するには、なかなか課題も大きいというふうなお話ですが、お母さん方にとっては、やはり今のことを今、解決、相談できる場がという思いが常につきまとっておりますので、さくらカフェは今現在、週3日の開設ですが、これの拡大なども含めて、今後、更に検討されることを望みます。

最後の質問になります。例年、強風や大雨による農業施設への被害が、村内でも発生しています。今年は4月の強風、5月の豪雨で大変な被害が出ました。この災害での被害状況は、どのくらいだったのか伺います。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） まず、4月3日から4日かけての強風によるハウス関係でございますが、これはパイプハウスの被害については58件ということで、調査確認をしております。また、雨の関係被害でございますが、これらにつきましては、特に農作物関係については大きな被害になるものはないということで調査を行っております。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） ありがとうございます。雨による田んぼへの被害というのは、どのくらいだったんでしょうか。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 5月の雨による田んぼの被害でございますが、一部冠水した部分については調査を行っておりますが、いわゆる一時的な冠水でございますので、特

に農作物については、いわゆる金額に出るような被害ではなかったということでございます。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） 農作物ではなくて、田んぼそのもの、農地も含めて。

○議長（佐藤 悟） 建設課長。

○建設課長（菊地 健） 3 番議員さんにお答えをいたしたいと思います。

農地関係、農業施設関係の 5 月 3 日発生の大雨災害でございますが、田んぼの畦畔崩壊が 7 地区、16 か所、被害額概算で 1,880 万円。水路損壊については、これは農業施設になりますが、2 地区、3 か所、被害額で 560 万円。畑の崩落、1 地区、1 か所で被害額 260 万円、合計 2,700 万円というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） ありがとうございます。今、お話を伺ったところによると、大変な被害が出ているという現状だと思います。この農業施設など、これらの災害に対する補償は農業共済への加入、これをしたうえでの補償を受けるということが原則ではあるかと思いますが、それを前提としても、これらの被害について村としての支援策、どのようなものがあるのか伺います。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 3 番議員さんに私のほうから 4 月の強風によるパイプスハウスの関係でございますが、これらのいわゆる補償関係につきましては、農業共済組合で行っている、いわゆる共済事業がございまして、今回の 4 月の共済加入関係のいわゆる損害額と支払額でございますが、被害戸数で 29 戸、棟数で 43 棟でございまして、損害額につきましては 477 万 3,000 円でございまして、共済金の支払いは 381 万 8,000 円という内容でございます。また、いわゆる今回の強風の被害につきましては広範囲でということで、一定の被害金額が出たということで、県と市町村で行っております農業等施設復旧対策事業、これらにつきましては、市町村が 3 分の 1、県が 3 分の 1、残りが受益者ということになりますが、これらの事業が該当になるということで、今回、6 月補正予算に関係事業費 271 万 4,000 円を計上したところでございます。以上です。

○議長（佐藤 悟） 3 番。

○3 番（武田悦子） 併せて田んぼの災害復旧の形、どういう形で田んぼの災害復旧の支援というのが行われるのかも伺います。

○議長（佐藤 悟） 建設課長。

○建設課長（菊地 健） 3 番議員さんにお答えをいたします。

農地災に関しましては、本村条例の中に、大玉村農地災害復旧事業分担金徴収条例というのがございますので、いわゆる田、畑、いわゆる農地の所有者のほうから村において復旧事業を依頼したいという正式な依頼がございましたらば、まず、その被害の規模、事業費に応じまして、国庫補助に該当するかないかというので分かれると

ころになります。まず、国庫補助に該当する場合につきましては、農地の場合は基本的に50%が国の補助、分担金徴収条例で残りの70%、これが受益者負担、残りの15%が村の負担という形で事業を施行するような形になります。また、一定の被害額以下のものにつきましては、単独事業ということで、国の補助がない中で事業をやる場合もございます。これにつきましては、受益者負担金が5割、50%、残りの50%が村という事業になってございます。なお、今回の被害額かなり大きい。大きいと言いますのは、法がなかなか高いところが多かったものですから、被害額も大きくなっていると。そういった中で、この分担金算定しますと、かなり金額的にも多くなるということで、補助債、いわゆる災害復旧ということになれば、当然、一定の枠にはめられた復旧方法を提示し、認定を受ける必要がございます。そうすると多額の分担金等が発生しますので、それほど費用をかけられないという部分につきましては、いろんな工法を考えながら、費用負担の軽減を考えながら提案をしていったり、若しくは所有者本人が応急的な形での復旧と言いますか、現状維持、こういったものも選択なさる方もいらっしゃるようですので、柔軟な対応をしていきたいというふうには考えてございます。以上でございます。

○議長（佐藤 悟） 3番。

○3番（武田悦子） ありがとうございます。それぞれ受益者にもかなりの負担がかかるという支援策でありました。更には、このパイプハウスについては、県が広範な被害があつたから県が行うというお話でありましたが、県の事業として、今回の4月の風の被害に対しては、県3分の1、村3分の1、受益者3分の1ということで行えるということではありましたが、今回の支援策は今回限りというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 3番議員さんにお答えします。

先ほど答弁いたしました農業等施設復旧対策事業、これは従来もあつたいわゆる補助事業でございますので、今後、今回のような風害等によりパイプハウスが被害を受けた場合については、この事業によって対応できるというものでございます。

○議長（佐藤 悟） 3番。

○3番（武田悦子） 今後もそのような支援策があるというお話でございましたが、それは県がそういう支援策を行いますよというのが大前提であろかなというふうに思っております。これら的大雨、更には強風、竜巻などの被害も各地で起きている状況にあります。是非村独自でもこのような支援策、様々な形があろうかとは思いますが、これらの検討もされるときかなというふうに思っておりますが、その点に関してはいかが考えますか伺います。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 3番議員さんにお答えいたします。

いわゆるパイプハウス関係については、個人の財産でございますので、いわゆる共済加入による災害時の再建が基本ということで、いわゆる共済組合の被害による補償

対象については、被害額の８割までいわゆる交付されるということでございますので、第一義的には、この災害共済に加入して再建を図るというのが、基本かと考えております。また、今回のような規模が大きい場合は、県又は市町村で行う災害復旧事業によって再建が図れるということで、このような再建を支援してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤 悟） ３番。

○３番（武田悦子） ありがとうございます。農業共済での救済ということが大前提だということは分かっておりますが、その上においても村としての支援策というのも今後、検討されることをお願いをいたしまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤 悟） 以上で３番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後１時３０分いたします。（午後０時０２分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 再開いたします。（午後１時３０分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 午前中の武田悦子議員に対する質問に対しまして、建設課長には答弁漏れがあったということで、再度答弁させます。建設課長。

○建設課長（菊地 健） 先ほど３番議員さんの質問に対する答弁の中で、国庫補助に該当する場合の農地災害復旧の費用負担でございますが、国が５０％、残りの７０％が受益者、１５％が村というふうにご答弁申し上げましたが、村は３０％でございます。負担率、百分率で申しますと、１００分の５０が国、１００分の３５が受益者、１００分の１５が村ということですので、訂正をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 悟） それでは１０番須藤軍蔵君より通告ありました「除染対策について」、ほか２件の質問を許します。１０番。

○１０番（須藤軍蔵） １０番須藤軍蔵でございます。議長の許可を得まして、通告いたしております質問を行います。

今、村が直面する眼目は、各種除染と健康管理対策ということに尽きると言っても過言ではないという状況だというふうに思います。こうした中、春先からこの間、放射性物質にかかわる諸対策において、水田もそうでありましょうし、あるいはまた４月１日からの食品の安全基準の新しい適用と、こういうものを目前にした３月の下旬、牛のエサ確保など、それぞれ田んぼの問題もちょうちょすれば、今年の作付けも畜産も大変な事態になったという状況の下で、時を移さず当局が対応されたということで、非常に村民も安堵しているわけでありまして、こうした取り組みに対して、心より感謝を申し上げるところでございます。それらの上に立って、いくつかの除染にかかわることについてお尋ねをいたします。作業等の進め具合については、午前中の２番議

員からもるるお話ございましたし、これからも進むものもございますので、そういう点については、そちらのほうに譲りたいと思います。私はあくまでも概略的なことでお尋ねしますが、まず、1つは、大玉村の復興計画、あるいは除染計画、こういうもの等々について1つの柱立てをして、そしてそれに基づいて進めてきたわけですが、それはあくまでも文章にしたものであって、実際にやったのはその後でありまして、実はそれは手本も何もあるわけではなくて、いわば手探りの状態だったのかなというふうに思います。そうした中での低線量に向けての、とにかくやらねばならんというようなことでの進み具合だと思いますが、現時点においてのそうした取り組んできたことに対しての考え方などあれば、まず、今までやったことの中で何か気づく、あるいは感じるものがあれば、村長にお尋ねをいたします。よろしくお願いします。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 午前中にもお話を申し上げたとおり、今、一大事業取り組みをしていかなくちゃならないのは、これはまず、除染であると。そして、次に、除染だけで済むわけではない。生きていくために必要なやはり土地の利活用なり、あるいは生きんがための産業づくりなり、これをやはり一方では前向きに取り組むをしていかなければならない。現時点においては、そういうやっぱり重要な年になっているんだと、そのように認識をしておるところであります。また、実際、取り組んできた除染の内容関係、そしてまた、それらの反省点と言いますか、こうしたことを今後に活かすと、こういう視点でこれは担当課長の方から申し上げます。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 10番議員さんにお答えいたします。

先ほども若干お答えしましたが、今回の面積除染、住宅の除染については、屋根、雨樋、あるいは壁、庭の汚染土砂の入れ替え、庭木とか、あとは屋敷林の枝打ち、地表面の落ち葉の除去というものが主なものになっておりますけれども、これまでの除染作業で外の空間線量については様々な期待がございましたが、全体的にはやはり期待して中では3割から4割程度の効果というふうなことが、全体的な評価ではないかと思っております。まだすべて終わっておりませんので、その家だけで評価するということはなかなかできませんが、面的にやっぱり除染を進めれば下がるということは明らかになってきておりますが、中でも屋根については、直接1センチというかあてがっても、除染の前後で、数値は変わらないというのが大部分のところですね。それは先ほどもお答えしましたが、屋根にはそもそも放射性物質の付着は少ないと。同様に壁等についても、汚れが少ないというふうに、今、考えています。屋敷林の枝打ち、それから庭の土砂、そして落ち葉等の除去では効果が高いのではないかと、今、考えています。今後につきましても、11区、16区全体の除染効果を集約しながら、何といっても除染のスピードを重視しながら、どこをどういうふうに除染するかということを現在、検討中ではございまして、できるだけ早く新しい方針を確立していきたいと、このように考えております。

○議長（佐藤 悟） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。いずれ除染について、農地や住宅についても大玉11区、16区を先行して、一昨日お話がありましたように、369戸が発注済だというようなお話であります。今年は目標500戸だということですが、全部で2,500戸ということでもありますから、それらを考えれば、これからやっと緒についたというところが本当だというふうに思うわけであります。今、いろいろこれまでやってきたことでの成果なり状況というようなお話ありました。私も3月にやったときの講習会に行ってきましたが、どういうことで下がるものなんだかなと正直のところあまり期待はできるような状態でないなと思ったのが実感なんです、やってみての話。そういう中で、とにかく今、お話あったようにやってきたという中での今、お話ありましたが、こういう実際に進めた中でのこれ住宅のそもそも除染をした家主さんなり、あるいはそれを進めてきた業者さんなり、こういう方の中での何か特徴的なご意見なりを活かすべきという点が伺っているとすれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 10番さんにお答えいたします。

全体的に除染を当該各住宅ですよね、その所有者からは、非常にやっぱり有り難かったと、やっていただいて良かったという声があります。ただ、やった後も特に住宅団地内では、取り残したところもございます。建ってなくて連絡がつかないとか、そういうところに関して、やっぱりそこもなんとかやってくれというような、そういう声があります。それとかあと説明会は、2回ほどやっているんですよ。施工前というか承諾書をいただく前に全体的な説明と除染開始前にやって、できるだけ業者との間でのトラブルを避けるというようなことで、やったことが功を奏して、対業者との間では目立った問題は生じてないというふうに考えています。業者の側からも、施工前にああいう説明会をやっていただいて、非常にスムーズにいくというのが、おおむねの話だと思います。ただ、これまでやっぱり経験のないことを経験のない業者がやるものですから、その都度様々な質問が出されて、職員のほうもそれらに毎日追われるというような状況は続いています。例えば評価の問題で、前後の測定をいたしますが、測定器で測りきれない場合には、どう書くんだとかですね、様々そういう問題も出ながら対応してきてますが、業者と、それから村に委託した住民の方々の間の目立ったトラブルはないと。ただ、いくつかやっぱりやり方において、11区の中で除染のスピードとか効率を考えて、今現在、16区の説明会では、住宅周辺のいろんな植木鉢があったり、自転車が置いてあったり、そういうこと最初の中では徹底しなかった面もあって、業者が一つひとつ片付けてやるというような現状がありまして、それらはスカッとないと非常にはかいくということで、16区の説明会からは、そういう回りの除染の点からすれば障害物と言いますかね、そういったものの移動とか、そういったものはお願いしてやっているというようなところでございます。

○議長（佐藤 悟） 10番。

○10番（須藤軍蔵） はい、ありがとうございます。今、お話ありましたように、と

にかくやったことないことをやるわけだから、大変なご苦労があるわけであります。したがって、これそのやり方が悪かったとか、そうだとかという話はなんぼでもあるんだけど、そういう中で工夫をしてお互いに良かったなど、あるいは説明会をしてもらって良かったとかと、こういうものを更に積み上げていくことが、今後の除染を進めるにあたっての大きな1つの励ましになるんじゃないかなというふうに思っています。

さて、そのようにしていよいよ軌道に乗りつつあるわけでありますけれどもこの除染についても、除染の計画、昨年12月作った計画に基づいて優先順位の1、2、3、4、5という、いわば今現在は5番目にあたるのかな、前後するところもあるけれども、いろいろ通学路の問題とかまだ残っているところもありますが、いずれにしても、だんだんだん守備範囲が広くなるということになりますから、当然のことながら除染物のいわゆる仮置き場と、こういうことにいよいよ相成ってくるわけであって、それぞれ苦慮されている事情の中で、去年は規模の大小はともかく、何回もお話ありましたように9行政区と言いますか、9か所と言いますか、そういうものを地域で実践してきたんだというようなお話が何回かありましたが、その後、この間、いろいろなそういう大変な面もあっても、そうした除染なり仮置きに向けた1つの前進の面というものがあるとするれば、そういう状況をつかんでいるとするれば、それらについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 10番さんにお答えします。

去年は9行政区で地域の除染活動の取り組みがなされました。今年度についても、4月1日の水路関係の土砂払いから始まりまして、去年取り組みができなかったところでも、いろいろとそれこそほかでやった風評を聞きながら、やっぱりやらなきゃならないんでないかという動きは広がっているように思いまして、今月に入っても2か所の行政区で実施を決めたというふうになっておりまして、これから地域での除染活動についても、更に前年度やったところも、それから今年初めてやる場所についても、私のほうでも昨年の教訓を伝えながら、地域での活動というものを推進していただければというふうに思っております。放射性物質を取り除くというだけじゃなしに、子どもと大人の関係という、そういう点での協調も私のほうでは今、していると。非常に頑張っている大人の姿を見て、子どもたちが大人に信頼を寄せると、こういうふうな報告もあって、更に推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 悟） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。そういうことでどんどん一定の理解を得ながら進められるつつあるんだということではありますが、今も空間線量を実際測ってみますと、地上1センチのところよりも、むしろ1メートルのところが高かったり、あるいは思ってもいなかったところが地上でもこんなにあるのかというふうにあったり、なかなか状況としては、決してそういうものが放置したままでは、改善される状況にはないというようなことについては、明らかなのかなというふうに改めて認識し

ているわけであります。

特に村長にこれからの質問ではお答えをいただきたいんですが、前にも質問いたした経過あるわけですが、仮置きについては、やっぱり村も住民も一緒に問題に取り組んでいかなければならないということであれば、先ほど言ったように、規模の大きい小さいにかかわらず、場所の提供をいただくということも非常に大事なわけでありまして、同時にまた、村長自らやっぱりそういうところに気運があるところに行って、協力を要請するということも私は大事なことだというふうに思っております。別の問題であるならば、これが村長が行って口出ししたなどということであれば、これは介入したとか圧力かけたとかなどという話で話題になるわけでありまして、ことこの除染、あるいは仮置き場に限っては、全くそういうことはむしろ私はなくて、むしろ積極的にお願いすることが大事なんでないかというふうに改めて思っているところでございますので、まず、その点での村長の決意のほどをまず、最初に後のこと等もありますが、そのことについて決意のほどをお伺いをいたします。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 除染を進めるためには、何と言いましても仮置き場がなくちゃならない。村で今、確保している財産区の土地だけでは、とても足りません。したがって、私はことあるごとに除染の重要性、また当然、仮置き場が必要なんだということは、いろんな集まりとかなんかにお願いをしております。私が主催でなくとも出向いていて、昨日もそうでありましたが、そういうことでお願いをしているということでありまして、必要とあらば、まあこれね、村長が出番というか、その辺はやっぱり考えながら行動しなくちゃならないと思っています。特に個人的な、そういう関係についてはね。基本的には、やっぱりある程度地域の方をお願いしたいのは、今、やらねばならない重大な事業なんだと。だから、住民挙げて、それにはやはり協力し合ってやっていこうじゃないかと、そういうことを住民全体の喚起づくりというか、促すというか、これやっぱり私は一番必要であるなど。あと必要とあらば、これは私はどこにでも出向いていきます。そういう考え方でおります。

○議長（佐藤 悟） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。そういうことで一段とお願いをしたいと思いますが、今、国会では今日あたりもあれですけども、全く一体でないものを一体だなどと騒いでいるわけですけども、仮置き場と除染は正に一体的な問題というふうに私つくづく感じているんですけども、そういう意味ではひとつ公共用地の積極的活用、これもう一段と進めていただきたい。つまり、これまでの学習や、あるいは仮置きの方法、あるいは資材、こういうものによって画一的でない様々な仮置きの方法というものも非常に今、いろいろ工夫されてきておる。したがって、場所とか状況によって方法を変えるなどをしてですね、防水資材の対応、こういうものでかなり可能だというような中身もあると思うんですね。したがって、今までお話あった、いや、あそこの地域は水上だからだめだとか、あそこはちょっとなあとかということもあるんですけども、もう1回そこら辺は資材とか状況とか、あるいはこれから出るで

あろう量とかを考えた場合、一段と公共用地というものを、村の用地というのを使用についてやはりその可能性を追求していくということも、そういうことをやることによって住民の皆さんへの協力をお願いというものを一層中身も私は深まるのではないかというふうに思いますので、この点の考え方、こういうこと。そして、よりそういうものをもっと確保していくんだと、こういう立場に立つかどうか、この点について、村長にお尋ねをいたします。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 先ほども申し上げました。除染を進めるためには、仮置き場が不可欠条件でありますので、そういう立場に立って、個人に提供してくださる方がいれば、これはなお結構であります。どうしてもそこをやらねばならない、必要であるということになれば、公共用地の提供、こういうことも当然これからが本番でありますから、大量に出るわけでありますので、これは必要とあらば公共用地を提供する、当然、そういうことも視野に入れております。

○議長（佐藤 悟） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。はっきりそういう立場でやるんだというお話でしたから、そのようにお願いします。まあなんていうときには、どことどこというふうをお願いするかと思ったんだけど、それはやめました。

次に、村としての損害賠償請求について伺います。この原発事故発生以来、これそれぞれの人の営みのすべてで放射性物質との関わりのない日は一日もありません。様々な分野で東電がそうだと請求しているならば、請求に足りるちゃんと証拠、計算用紙持っていってこいと言われ、そういうもので計り知れないのが人間の営みでありまして、例えば山遊びだって山菜採りだって、これすべてそういうことでありまして、子どもの外で遊ぶというのも含めて、だから20万円、8万円くれたべと、こういうことで終わりになるのかどうかは別として、とんでもない話だというふうに改めて私は非常に憤りを今この間、感じているところであります。こういう中で、村としての損害賠償の請求の有り様というのは、また、これ個々の心情とは違うものがあるというふうに思いますが、基本的なこうした損害賠償請求に関わる考え方の基本的姿勢についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 自治体としても、当然いろんなこれに伴うところの出費をいたしております。それぞれ数市町村は、それぞれの独自の方法で請求をしているところもありますが、過般、事務的に統一した見解で、様式等もそういうことでというふうなことで、県等討の説明会がありまして、それらに基づいて自治体としての損害等を被っているものについては、請求を当然するというところであります。それらの内容等につきましては、担当課長のほうから答弁をさせます。

○議長（佐藤 悟） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男） 10番議員さんにお答えいたします。

中間指針の中でも、自治体の被った損害については賠償するべきというような形で

明記されております。具体的には、予算書に計上した一つひとつの事業、これらについて原発事故対策のために行った事業の中から国の財政措置、補助金でありますとか、震災復興特別交付税、これらで見た特定財源を控除した一般財源について対象としたと。23年度分については、過日、福島県のほうで説明会を開いて、福島県を中心に各自治体連携をとって、統一様式の中で東京電力に対して損害賠償の請求をするというような形でまとまりました。現在、本村におきましても、そういう形での集計作業を進めておるところであります。

○議長（佐藤 悟） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。それらをまとめている中での請求していくんだということでありますから、この点についても具体的な中身にはいかないで終わりにします。

3つ目の質問であります。福島復興再生特別措置法という、この積極的な意義づけと役割についてお尋ねをいたします。全会一致でこの法律ができたわけですが、目的や基本理念、あるいは国の責務と、こういうことがこの原子力災害で深刻な打撃を受けたと。福島の復興、これには原子力行政を推進してきた国の特別な責任があるんだと。したがって、福島県のすべての皆さんの健康なり産業なり、すべてに自治体の問題なども含めて国の果たすべき役割はあるんだということでの、その復興を目指すための措置法というのが、この趣旨だというふうに思います。私もこれ全部読んだわけではありませんが、その中でずうっといく中で、いろいろ先ほど言ったように大玉村で言えば大玉村の復興計画なり、あるいは除染計画なりと同じように、あの時点で今、分かり得る進めようとしている。そういうものを一つひとつ一応は網羅した中身だと思うんですけど、でも、実際にやってみると、それ違うべというのは、たくさんこれから生じてくるのは、これしょうがない話で、それはそうであります。そのことについては、新たに別にいろいろる書いてありますが、この前号に掲げるもののほかに福島の復興及び再生に関する必要な事項、こういうところで総理大臣は、福島県知事の意見を聞かなければならないという項目があるんですね。その福島県知事は、総理大臣に話をするときは、これはあらかじめ関係市町村の意見を、長の意見を聞かなければならない。つまり我が大玉村の浅和村長も出席している復興会議ですか、福島県の。その再生ですね。その意見を聞かなければならないというふうに明記されている。その意見が妥当であるとするならば、この次から改められる法律にそれを適用するんだと、あるいはしない場合もあるよというふうに書かれてあるんですけども、そういうことを聞くんだという話であります。したがって、私は、ここで特に強調したいのは、福島県知事をして、そしてまた浅和村長をして、大玉村の今、直面しているこれこうしてもらいたいんだと、国に対して復興についてはね。こうしてほしいんだという意見が、通り得る状況にある意味ではあるわけですね。つまり、ほかの法律には、住民の意見とか、村長の意見聞くなどという法律は、どこにもたぶん私の知っている範囲ではないんですね。したがって、これ大変な役割を持っているというふうに思うので、それをしっかりと生かさない手はないというふうに思うわけで、

それらについての村長の役割は、極めてまた大きいんじゃないかということでありますので、この果たすべき措置法の積極的意義なり、あるいはその後での福島県の再生協議会の内容、あるいはその場での取り組みということ等について、村長の見解をお尋ねをいたします。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） まず、我々は強く要望してきたのは、特措法を作っていただきたい。そして、作っていただきました。作っていただきまして、第5条では今、質問者がおっしゃられるように、知事の意見を聞かなくちゃならない。知事は、それぞれの我々の市町村長の意見を聞くと、こういうことなんですよ。たまたまその私が町村会代表という立場で、それに選ばれて委員のメンバーでもあります。今までいくつか言ってきました。それが実現しているものもあります。また、これから実際、除染等の取り組みをいたしまして、これからまだ今朝ほどの質問者に申し上げました。現在の森林の除染のガイドライン、こういうものは住家から20メートルとなっておりますけれども、そういうものでは済まされない。範囲の拡大、それからあとその前提となる調査、そして、場所によっては間伐、皆伐も必要である。そして、そのままでは置けないので、そこにはやっぱり植林をまずしなくちゃならんと。そういう森林1つとってもそういう問題がある。それから、仮置きの問題、こうしたことにつきましても、3年程度、4年を越すことはないということで返事をしたわけでもありますけれども、今の双葉地方の状況等を踏まえると、どうなのか。こういうことはやっぱりきちっと責任を果たしてもらおう。こういうことについても、やっぱり強く言わなくちゃならない。それから、今朝ほども申し上げました。こうした除染絡みの中での資源物化、再生可能エネルギー、こういうものと結びつけて産業づくり、要するにそういうものをすることによって雇用に結びつく、それから、相当の雇用に結びつくと思う、その規模によっては。そして、肝心要のこのまま汚れたままでは、自然は良くなりません。循環型で成り立っているわけですから、そういうことを考えると、森林等もこれもしっかりとやるのが当然であり、かつまた総合的に多面的にやらなくちゃならないということでございますから、いろいろと仮置き関係等についても、相当そのものによっては出てくるなど。とにかく語ればたくさんあるわけありますけれども、その都度その都度、これはだいたい1か月に1回ペースで、たいていは土曜日とか日曜、通常公務員の休みの日に開催、今までかつて全部そうなんです。何回か開かれているのは、全部土曜とか日曜になっておりますので、そういうことになりますけれども、これは直接関係大臣等も来ますから、場合によっては総理大臣も来ます。それから、直接関係のある復興の平野大臣、それからあと細野環境と原発担当大臣、それから板野経産大臣、それから経産省からは2人来ます。柳沢副大臣、それから今度は復興副大臣になりました今の松下副大臣、今言ったメンバーが政府側のメンバーであります。だから、直接これ申し上げることができますので、例えば18歳未満の医療費の無料などというのは、これは今年の1月8日に、総理大臣も最後までいるので、発言をというふうなことで、前に知事に懇談会で意見を申し上げたときもありますの

で、私に是非総理大臣が最後までいるんでというような、そういう話があって、1月8日、消防の出染めでありましたが、そのときに直接に私が発言をさせてもらいました。これもどうやらそのような方向で10月からうんぬんと、こういうふうなことになると思いますし、それからあと30センチのね、こういうことの杓子定規でもってうんぬんというようなことがありましたので、これは非現実的だよと、こういうことでもって、結果的には現地判断、それによって深耕も、これも認められるようなことになったというような経過もあり、また、今後も様々なことについて当然、代表という立場でありますから、自分の村のことは当然のことながら、自分の村のことは県下の他自治体についても共通でありますので、そういうことで積極的にそれぞれ提言をしまいたいと、こういうふうに考えております。

○議長（佐藤 悟） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。今、いろいろお話ありましたように、特に18歳以下の医療費の件でも、政府側のメンバーに強く言ってこういう今の状況にすることに大きな役割を果たしてきたという話ありましたが、なお一層、こうした福島県の抱える諸問題について、村民の、あるいは県民の立場での活動をお願いを申し上げまして質問を終わります。

○議長（佐藤 悟） 以上で10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

続きまして、7番佐藤誠一君より通告ありました「除染について」ほか1件の質問を許します。7番。

○7番（佐藤誠一） 7番佐藤誠一でございます。6月の定例議会、既に通告をしておきました一般質問を議長の許可を得ましたので、行いたいと思います。今回、6月定例会ほとんどの議員の方が、この除染について伺うわけでございますが、私もそれなりに当局にお聞きしたいと思いますので、簡潔で結構ですので、ご答弁のほどよろしく願いするところであります。

まず、はじめに、この除染について、(1)になりますが、家屋の除染の状況についての進捗状況につきましては、先ほどの前質問者から聞きまして、既に終わったところもあるし、まだまだのところもございますけれども、除染、特にここで私スポット的と言って、まあホットスポットがあるみたいですね。特に地域別によりまして、米1つとっても大玉村11区、16区等の家屋を中心に除染を始めたわけでございますけれども、これらについて今後この地域以外は、どのような計画で行うのか、まず、お聞きしたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 7番議員さんにお答えいたします。

11区、16区以外の地区については、推進協議会、過日行いましたが、その中でも示したとおり、大玉全村を今年度中にはできないということは明らかでありまして、当初の計画では500戸の目標を立てておりましたが、今回、補正予算とも関わりますけれども、スピードアップしていきたいということで、新たに200戸ほど今年度の計画に追加したいというのが、今回の補正の内容でございますけれども、全村実施

するのかということですが、全村を実施していくというのが除染計画でございます。ただ、11区、16区の除染、先程来からる議論になっておりますが、これからの除染の取り組みの成果において、今後、除染のスピードをいかにして上げられるかということも含めて、どの場所をどういうふうにしてやるべきなのかということも検討しながら、全村的にやっていきたい。今回、お示ししたのは、12区はこれから面的な発注があります。15区、13区、あるいはここの役場周辺の4区とか2区とか、それから1区ですね、こういったところについてもやっていくという、順序からいけばですね早い段階でやっていくというところでもありますけれども、これらのやり方については、様々な全部組がまとまらなければだめだとかいうんじゃないし、正にホットスポットというか、放射線量が高いホットスポットという意味じゃないし、妊婦であるとか、それから乳幼児に着目しながら、1日でも早く不安を解消するような、そういう除染ということも考えていこうというふうに考えております。

○議長（佐藤 悟） 7番。

○7番（佐藤誠一） 計画については、今、課長の答弁で分かりましたけれども、ここで家屋のみ記載しておりますけれども、会社関係によると、会社はどうなっているんだ、これお金はかかるのかという声も聞かれますけれども、会社になりますと、これ面積等も相当広うございますので、その点はどのように当局は見ているのか伺っておきます。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 7番さんにお答えいたします。

事業所、これらについても同列には考えておりますが、事業所も様々なんですよ。いわゆる事業所に入る人が固定的な事業所、それから不特定の不特定多数が入ってくるような事業所、こういったところもありますので、順番とか地域の問題もありますが、基本的にはやっていくということなんです、村が。ただ、今、住宅除染を先行している関係から11区、16区についても、事業所については一旦外しています。ただ、これもやる必要は十分ありますので、除染の場所とか方法について、一般住宅と同じような手法でやれるかどうかは今、検討しています。放射性物質の汚染具合によっても、やり方をちょっと検討する必要があるなというふうに思っていますが、早めにやる考えではあります。

○議長（佐藤 悟） 7番。

○7番（佐藤誠一） 先ほど最初の答弁で家族構成などによって、乳幼児とかいる家を優先的にやるんだということでございますし、一応私、会社で聞いたんですけども、事業所、これ事業所も非常に多く人が集まるところなんです。日曜日とか休みもあるわけでございますけれども、あと学校等もいろいろグラウンドの土上げはしたんですけども、それらについてもある校長先生あたりは、学校等はどうするんだべということも伺っておりますので、その点も含めてですね、公共事業については、どのようにするのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 学校等、公共施設ですよね。それらの除染についても、いわゆる表面の土壌の除染はやったと。しかし、学校においても、周辺的环境については手付かずでいるという状況がありまして、これから早い時期に子どもさんが活動に支障のないような、そういう時期を選んで除染をやっていききたいというふうに思っています。

○議長（佐藤 悟） 7 番。

○7 番（佐藤誠一） 特に学生等は18歳未満という年齢でございますので、早急に家屋の除染も大切であろうかと思えますけれども、その辺も早急に取り組んでほしいなというふうに要望だけはしておきたいと思えます。

次に、(2)の学校のプールの除染についてでございますけれども、いろいろなテレビ報道によりますと、各地方において、それぞれ去年は全体的に屋根のかかった室内プール等を使用したんだということでございますけれども、今年度は海開きもするようなどころもございまして、本村においては、どのような体制で除染をし、今後、今年はどうようなプールの使用になるのか、まず、伺いたいと思えます。

○議長（佐藤 悟） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野昭裕） 7 番議員さんにお答えいたします。

学校のプールの使用でございますけれども、必要な除染作業を行いまして、今年度、プールを使用するという方針でございます。玉井小学校につきましては、現在、除染作業を行っておりまして、大山小学校につきましては、プールサイドの張り替えに併せて除染作業を行うということで、それぞれ7月の中旬から下旬を目標として作業を進めてございます。その後に安全を確認後、屋外プールを使用するというので考えてございます。大玉中学校につきましては、体育館の耐震改修工事がございますので、これらの危険防止という観点から、今年度につきましては、村民プールを活用した授業を行うということでございます。なお、小学校につきましても、この除染作業を終了する間につきましては、村民プールを利用した授業を行うという内容でございます。

以上であります。

○議長（佐藤 悟） 7 番。

○7 番（佐藤誠一） 一応プールについては分かりましたので、そのようなことで、まあ大玉中学校は今年、体育館の建設するというので使用できないそうでございますけれども、そういったことでの的確に進めてほしいなというふうに思います。

次に入りますけれども、除染について、畑についていろいろ回覧等、チラシ等が回りましたけれども、どうしても大きな畑でなければ、100馬力以上のトラクターで反転するわけでございますのでできないわけでございますけれども、これ小さな家庭菜園等の畑については、先ほども質問ありましたけれども、いろいろな方法でということでございますけれども、畑というのはだいたい大きな畑、麦を作ったりジャガイモを作ったりする以外の畑は、ほとんど何アールの世界だと思えるんですけども、これは大切なんですね。これ日常家庭菜園から採るものを口にするわけでございますので、この除染も、やっぱり家屋の除染も含めて非常にこれ早急にやるべきと思うんですけれど

も、この点について、どのような方法を見ているのか、まず、伺っておきます。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 7 番議員さんに畑の除染の関係で、いわゆる家庭菜園等の小さな区画の除染でございますが、現在、事業を進めようとしているのは、いわゆるプラウ耕によつての反転耕による除染ということで、小さな区画、家庭菜園等の畑については、除染の方法も含めて、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 7 番。

○7 番（佐藤誠一） 最後のほうちょっと聞き取れなかったんですけども、いわゆる畑については、これいろいろな作物が3月末から11月いっぱい植わっておりますので、全面的なプラウ耕で起こすなどということは、もう完全にこれ不可能でございますので、これらについては、部分部分の土のグラウンドの土上げしたような方法等もございますし、小さなユンボで掘り起こして、そこにゼオライトとか入れる方法あると思うんですけども、そのような方法は、これ取るつもりはないんですか。その点を伺いたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 農政課長。

○農政課長（鈴木幸一） 7 番議員さんに畑の除染関係で、いわゆる畑につきましては、現在、作物も作付けされている、いわゆるほ場もございますし、これから作付けするほ場もありますので、その作付け予定の作物に併せて実施してまいりたいということで、特にこれから作付けするものについては、いわゆるそば類とか、そのものをいわゆる計画的に進め、その後、秋以降について、収穫が終わった時点で除染を行うかということで、その作付け予定の作物に併せた除染作業を進めてまいりたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 7 番。

○7 番（佐藤誠一） 先ほどから言いますように、大きな畑についてはいろいろな除染の方向は、プラウ耕でやるということは私も認識しておりますけども、小さな畑については、プラウ耕ではこれ不可能でないかと、方法もいろいろあるんじゃないかということをお伺いしております。村長に伺いますけども、この点、村長どのような方法を取るのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） プラウ耕が使うことができない場合には、やはりこれ指針は天地替えをすると、こういうことでございますから、そのためにプラウ耕を入れることができないければ、プラウ耕を入れないでやる方法を考えていくしかない。これはいろいろありますけれども、例えば小型のユンボのようなものでやるとか、そういうことでもってやるきりないんです。だから、そういうことを今のガイドラインには載っていませんからね。だから、そういうことでやらざるを得ないんだぞということをこれやっぱり実際、これ手がけてみていろんな問題が出てきますから、そういうのもガイドラインの中に、指針の中にちゃんと組み入れてもらおうと、こういうことをきちっとやっぱり要望をしていかざるを得ないと思うんです。とにかく470ヘクタールありますので、畑。今回100ヘクタール、作物も今、作付けしてありますから、100ヘク

タールをとにかくやりましょうと。そして、作物のあるようなところは、今度はそれ
を収穫をして、追っかけて今度また調査をしてやると。あと今言ったそういう小さな
ところについては、ユンボのようなものを使って、小型のようなものでやると。こう
いうふうなことで、なるだけ全面的に、やらないところがないようにこれはやってい
く必要があるなというふうに考えております。

○議長（佐藤 悟） 7 番。

○7 番（佐藤誠一） 是非ですねガイドラインから外れているということもお聞きしま
すけども、それらについても是非実行していただければというふうに要望しておきます。

最後になりますけども、生活保護世帯について伺いたいと思います。生活保護につ
いては、いろいろ芸能人の母親が生活保護を受けていたということで、ここ1か月ほ
どマスコミが大騒ぎになっておりますけども、異常にこれ出ている、生活保護が不法
に出ているんじゃないかというふうなことも報道されておりますし、全国では約210
万人、2兆数千億円の金が支出されている。県内でも3月末までの実数では1万8,079
人、これは金額にして280億円です。本村では先ほど質問者から出て、10世帯、
17人ということでございますけれども、本村の実態について、どのような因果関係
で生活保護になったのか、まず、伺いたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） 7 番議員さんにお答えいたします。

まず、保護の実態としては、先ほどお話し申し上げました11世帯で17名という
ことでございますけれども、保護に至った経緯というのはいろいろあるわけござい
ますが、年金のみでは生活が困難だと、年金額が少ないというようなことで、実質生
活が困難だというような、そういった方もございますし、身体、あるいは知的な障が
い、そういうことで思ったような就労ができないというようなこともございます。ま
た、あるいは母子家庭、精神疾患による就労困難、そういったものによる生活保護と
いうのが、実態でございます。

○議長（佐藤 悟） 7 番。

○7 番（佐藤誠一） 最後になりますけども、本村においてはどのぐらいの金額になっ
ているのか伺って終わりたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（菊地平一郎） お答えいたします。

金額としては、5月末現在で1か月約70万円程度ということになっております。

○議長（佐藤 悟） 7 番。

○7 番（佐藤誠一） どうしても大玉村には不正的に申請している人はないと思いま
すけども、やっぱり実態はきちんと把握をしながら、そのような方法を取っていただ
ければと思います。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（佐藤 悟） 以上で7 番佐藤誠一君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） ここで暫時休議いたします。再開は午後2時40分といたします。

(午後2時22分)

◇ ◇ ◇
○議長（佐藤 悟） 再開いたします。（午後2時40分）
◇ ◇ ◇

- 議長（佐藤 悟） 1番鈴木康広君より通告ありました「大玉村の安全・安心の確保のため、除染計画の実施状況とこれからについて」、ほか1件の質問を許します。1番。
○1番（鈴木康広） 1番鈴木康広です。議長より発言の許可をいただきましたので、先に通告しました大玉村の安全・安心の確保のための除染計画の実施状況と、これからについて質問いたします。

まず、最初に、放射線量の低減目標と森林を除いた農地、生活空間の目標の達成時期について伺います。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 1番議員さんにお答えいたします。

目標値につきましては、0.23マイクロシーベルト／アワーという目標でございまして、現時点での目標時期につきましては、平成28年3月ということで考えております。

○議長（佐藤 悟） 1番。

○1番（鈴木康広） ありがとうございます。続いて、現在の除染計画の進行状況について伺います。先の答弁で73.4%の発注、6.4%の完成度だと思うんですが、これは当初の予定どおりという形でしょうか。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 当初というか、本年度の戸数については500戸計画しておりまして、現在そのうち367戸発注になっているということでございます。それから、これから12区の説明会、発注という格好になっていきますから、更に補正予算で追加もあります。したがって、24年度の計画上の目標から言えば、スピードは速いというふうに思っています。

○議長（佐藤 悟） 1番。

○1番（鈴木康広） 発注などについては、今、言ったとおりだと思うんですが、完成というか、実際その工期のほうの終了等のほうについてはどうでしょうか。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 1番さんにお答えいたします。

完成については、まだ、工期終了したのは1工区しかございまして、その点についても、設定工区どおりに終わっています。今現在、発注している事業者に対する完了検査については、1件ごとには完了検査できません。実際はかなり3割ぐらいはもう進んでます。事業者のほうで概算払の請求等が必要な場合には、出来高の完了検査は実施していきたいと思っておりますけれども、367戸に対して今、何戸かというのは確認しておりませんが、私の印象では3割程度はもう完了しているというふうに考えていまして、計画工期内に済むものもありますし、新たに追加した部分もありま

すから、最終的にはまだ工期の見直しはしていませんけれども、ほぼ9月末、一番遅い工区で9月27日というふうになっておりますので、それまでには完了できるというふうに考えていますから、そういう点では、計画どおりというふうに考えていただければと思います。

○議長（佐藤 悟） 1 番。

○1 番（鈴木康広） 丁寧な答弁ありがとうございます。住民が先の見えない不安を抱かないようにするため、近い将来に放射線量が低減するという見通しを村が示し、それを実施すること、それが大玉村の安全、安心につながると私は考えます。

質問を続けます。実際に村内業者の力によって除染作業を進めていく。計画的、効率的、かつ予定どおりに進むためには、いろんな方策があると思うんですが、地元業者であればこそ、地元住民との信頼関係が築きやすいとかというふうな良いメリットも多々あると思います。そういうものも十分に発揮させるような、何か方策等があればお願いします。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 1 番さんにお答えいたします。

ちょっと質問が聞き取れないところもあったので、もし、違っていれば再度質問お願いしたいと思いますけれども、今、除染につきましては、村内の事業者で行っておりまして、今、話が合ったように、非常に実際に実施する家庭と業者との話し合いというのは、比較的うまくいっていると思います。全部が全部とんとんという話ではありませんけれども、様々な多少の問題というのも出てきておりますが、比較的スムーズにいっているというふうに思います。計画を効率的に進めるための方策ということでもありますけれども、先程来も質問がありましたが、除染をとにかく早くやっばり進めていくためには、住民自身のご協力もお願いしたいということで、周辺環境整備ですよね、いろんなものが置いてあって、特に住宅密集地では作業が非常にはかどらないんですね。足場架けるにしても、そういった点での協力があれば、かなりスムーズにいくというふうに思っています。足りないところがあれば、よろしく願います。

○議長（佐藤 悟） 1 番。

○1 番（鈴木康広） 答弁ありがとうございました。続きまして、住宅除染については、今、伺いましたので、通学路並びに学校の駐車場をはじめとした付属施設等、あと今言った住宅除染についての優先順位等があれば、教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 1 番さんにお答えします。

学校周辺の除染につきましては、現在、設計中でありまして、できるだけ長期休業中に除染作業が実施できるように、完成までいけるかどうかは別にして、作業の中心としては夏休みを設定しながらやっていきたい。駐車場ももちろんでありますけれども、花壇であるとか、あるいは花木、庭木、そういったものの枝打ち等々について、あるいはグラウンド以外については土の除去等を行っておりませんので、そういう土

の部分についても学校周辺について実施してまいりたいというふうに思っています。

それから、これからの順位については、総体的に高線量地区からということになってますけども、この前の推進協議会の中で示したように、あそこで示した行政区については並列です。つまり、15区と1区どっちが先かという問題じゃなくて、並列的に考えています。その中でも先程来から話をしていますが、妊婦や、あるいは乳幼児ですね、こういう世帯を軸にして除染エリアを決めていきたいと。これも非常に難しく、そこのところ1軒ポツンとやっても面的というか、影響がいわゆる目標としている数値に近づけるということは難しいので、そこを軸にして周辺をやっていくと。あまり大規模な単位ではなくて、5軒だとか6軒だとか、そういう単位でできれば進めていきたいなというふうに考えています。

○議長（佐藤 悟） 1 番。

○1 番（鈴木康広） 丁寧な答弁ありがとうございます。今、話があったように、大玉村内の事業者等が大玉の地区に合った方法で細かく対応することで、より除染が皆さんの望ましい形、より早く進行するようになると思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、山林の除染と発電、発電方法には木質チップ燃焼型とかエタノールの発酵型、また、熱処理分解ガスなどがありますが、今現在については、どれを主に考えていることがあれば伺いたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 企画財政課長。

○企画財政課長（武田正男） 1 番議員さんにお答えいたします。

森林除染の重要性というのは、本日の午前中からのいろんな質問にもありました。そのとおりだと思っております。この伐採樹木をどういうふうに処理できるかというような形では、焼却をするのが良いのか、焼却をして、その焼却の熱源を利用した方が良いのか、あとは今おっしゃったようにエタノール、あるいはガス、こういうものが良いのか、更には熱源を利用して発電に結びつけるのが良いのか、これは現在、検討中であります。ただ、併せて森林除染については、放射性物質の今後の対策、それから中長期的な運営計画、更には森林の除染の1つの前提条件であります国の除染ガイドライン、これらの拡大、これらがなければなかなか一自治体では難しい部分があるという形での現在、調査、検討を重ねておるところであります。

○議長（佐藤 悟） 1 番。

○1 番（鈴木康広） ありがとうございます。森林の除染については、今、話が午前中も出ているように、循環型社会というものの形で言えば、実はエタノールなどの発酵型の方が初期にはかなり有望視されていきました。学校給食の残りとか、若しくはいろいろな残飯等の残りを時間をかけて効率良くエタノール発酵して燃料を作るという。そのほかにも今回、話が出ている熱処理によるガス化など、そういうプラントもございます。これちょっと資料なんですけども、これはバイオマス廃棄物については、今、話となった直接燃焼、あとは午前中の話のあったガス化ということで、熱によって木材、若しくはそのほかのタイヤなど今、扱われています。タイヤをガス化して、G T L合成、若しくは水素製造を行ったりとか、あと今話しましたエタノールについては、

食品残渣、あとセルロース系などという木材についても、特殊な菌を使えばエタノール化できると。ただ実は燃焼方式以外については、時間がかかると、主に。あとこのエタノールについては多くの時間がかかるために、なかなか実際に今回、短期的に森林を効率良く処理するためには難しいかなということがあったりすると思います。どの事業にしても、かなりの大きな事業規模が必要になってくる。実はこちらに木質バイオマス発電事業の実例ということで、市原グリーン電力というデータがありました。三井造船とか三井物産、鹿島建設などが出資者になっている5万キロワットの発電が基本になるという大きなプラントなんですけども、当然、こういうものを各市町村などでつくるとするのは非常に難しい。ただ、実は先程来、村長の答弁にあったように、福島県の森林除染推進協議会というふうに、県の協議会等で福島県として、こういう場所を1つつくることができれば、あと市町村のほうで、そこに要するに運搬しやすい形の木材、チップにするなり、若しくはいろいろ方法があると思うんですが、粉碎するなり、除染を行うという方法も非常に有望ではないかなと思ったりしています。大玉村でできることと、あと大玉村の枠を超えて、村長がいろいろな場所で発言などをすることによって変えていけることがあると思いますので、その点について、もし、村長のお考えがあれば伺いたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 村長。

○村長（浅和定次） 県の森林除染推進協議会の私が会長ということで、先ほど申し上げました。6団体で立ち上げたということで、その中で各関係大臣等に要望を實際にしております。そういうことで、要望9項目ほど出しているんですが、強調して特に言えることは、木質バイオマス発電の推進、これやってくれないか。汚れたもの置けないんだぞと。よみがえらせなくちゃならない、本当に緑にしくちゃ環境が良くなれないんだと。だから、置く場所はどうしようもねえべと。だから、ひとつバイオマス発電、これを是非経費とか、除染のための経費なんだということで、これを認めてくれないかと。固定改革買取制度、これは今、大信村にあるのがキロワット9円なんです。9円では赤字なんです。今度は木質バイオマスは、確か32円なはずなんだね。32円だと、20円だったらペイになると。32円だったらば、これは採算が取れると、こういうことのようなので、是非これからやっぱり特に中通り地区、特にこの県北地区ね、あるいは県中の郡山も含めて、この辺がだいたい、あの8万円の40万円、もらったところの自治体というのは、だいたい急がないとだめなんです。まあそういうことで、この県の森林除染推進協議会では、木質バイオマス発電の推進に資源化して一挙に除染を進めると、こういうことをお願いしたいということで、今いるわけね。これからも運動を強めていきますから。

○議長（佐藤 悟） 1番。

○1番（鈴木康広） 力強い言葉ありがとうございました。木質バイオマスについては、今日も名前が出ている木村先生の説明の中にも、木の中心部分については放射線のほうの汚染はないと。どうしても汚染地区の木であるというだけで、風評被害によって使用ができないという形が考えられるんですが、これらについては県内で使うとか、

若しくは復興支援で使うとかという形で、実際に安全なものについては、風評被害をはねのける形でどんどん使っていこうと。そして、実際に外側の汚染されている部分については、今言ったようないろんな方法を使ってやっていく方法が良いと思いますので、併せて提案いたします。

では、次に移ります。今、大玉村については、他町村に先駆けて村民が安心して住める村づくりのために尽力しております。その取り組みを村民だけではなくて、村外の多くの人にも知ってもらうために、広報活動が重要だと考えますが、今後の安心な村、その時期、時期ごとに除染がここまで進んでいるとか、こういった政策を行っているとか、そういうものを村外に広報する方法としては、どんなものを考えているでしょうか、質問いたします。

○議長（佐藤 悟） 住民生活課長。

○住民生活課長（武田孝一） 1 番さんにお答えいたします。

今回の放射線問題に関してが中心になるかと思いますが、村外に避難している方もいらっしゃいます。そういう点で村の除染対策がどうなっているのか、あるいは農産物のモニタリングであるとか、あるいは学校給食とか保育所での食材の検査の取り組み、更にこれらの実施状況とか、モニタリング値、こういうものについては、広報でも出しておりますが、ホームページに掲載、あるいは県外に避難している人にも一定程度教育委員会なり、健康福祉課なり、私どもなり、あるいは情報広聴と話し合いをしながら、是非そういった県外にいる人たちが早く戻れるような、そういう広報というものも考えていく必要があると思います。そういう点で内部でちょっと検討させていただいて、お便りのなもの、こんなふうな状況で進んでいるというようなことについては、是非各課と連携して、できるだけ早い時期にやるように努力してまいりたいと、こういうふうに思っています。

○議長（佐藤 悟） 1 番。

○1 番（鈴木康広） ありがとうございます。続いて、質問の2 番、大玉村の地域教育力づくりについて質問を行います。言ってみれば除染というのがマイナスイメージの払拭のために必要な活動とすれば、地域教育力づくりこそがプラスのイメージ、大玉村の魅力をみんなに知ってもらうための活動ではないかと考えております。最初に、子どもたちの望ましい環境、教育環境の向上も含み、教育についての今までの先進的な取り組みについて伺います。

○議長（佐藤 悟） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えをいたします。

教育環境の向上を含む子どもたちに望ましい環境のための取り組みというお尋ねでございますが、村といたしましては、大玉村教育ビジョンに基づき、現在、進めているところでございます。これにつきましては、学校、それから家庭、地域全体で支えるコミュニティスクールの推進、更に学校支援地域本部や放課後子ども教室の充実など、地域全体で教育に取り組む体制づくり、更には学校支援ボランティアなど、地域の方々の協力によります学びの充実を図ってきているところでございます。また、教

育環境の向上といたしましては、学校の耐震改修ということにも取り組んでまいってきているところでございます。以上であります。

○議長（佐藤 悟） 1 番。

○1 番（鈴木康広） 答弁ありがとうございます。今言ったような先進的な事例が、大玉村については取り組まれています。では、そのような事例を今後どういう形で考えているかを伺います。

○議長（佐藤 悟） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えいたします。

今後につきましては、教育ビジョンに基づく現在の取り組みを基礎としながら、コミュニティスクールの更なる活性化、更に幼小中一貫カリキュラムによる一貫教育を推進、幼児教育の充実を図るための体制整備の推進について取り組みを行っていききたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤 悟） 1 番。

○1 番（鈴木康広） ありがとうございます。素晴らしい取り組みを継続して行うためには、その予算面の問題などのクリアが必要だと思います。今、被災地には多くの助成金や交付金の項目が存在すると、あるというふうに聞いていますが、ものによっては使い勝手が良いとか、悪いとかということあると思うんですが、1 つとして、学びを通じた被災地のコミュニティ支援事業費などがあると思います。それについての特徴などについて伺いたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（作田純一） 1 番議員にお答えします。

福島復興にかかわる助成金の利用状況につきましては、国の委託事業として、学びを通じた被災地のコミュニティ再生事業があります。これには学校支援地域本部推進事業及び放課後子どもプランのうちの放課後子ども教室推進事業があります。いずれも昨年度は、国、県の補助事業ということで、3 分の 2 の補助事業でありましたが、本年度は 10 分の 10 ということでございます。これら学びを通じた被災地のコミュニティ再生事業につきまして、要綱に沿った活用を進めていきたいというふうには考えています。

○議長（佐藤 悟） 1 番。

○1 番（鈴木康広） ありがとうございます。教育のみならず、大玉村を少しでも良くするための素晴らしい取り組み、これについては減免とか生活面とかだと思うんですが、それを継続していくためには、いろんな制度等を熟知して県とか国の担当者との連携を図る、折衝に時間を費やすということも、今、こちらにいらっしゃる各担当課長様にはすごく大切な仕事なのではないかなと思います。こういうときだからこそ、少しでも大玉村が良くなるための活動を進めなくちゃならないと思いますので、改めてよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、子育て環境の良い大玉村の魅力を皆さんに知ってもらうための広報の方法について伺いたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野昭裕） 1 番議員さんにお答えいたします。

現在のコミュニティスクール等々の取り組みにつきましては、スクールカレンダーというふうな形で村内の皆さんにご覧をいただいているところでありますが、更に子育て環境の良い村ということでの広報の方法といたしましては、コミュニティスクール委員会の中の広報委員会等々とも連携しながら、更に担当としては、広報担当、あるいは子育て環境に関わる他の部署とも連携をしながら、インターネットですとか、そういった多様な媒体と機会をとらえて広報に努めてまいりたいというふうに考えてございます。以上であります。

○議長（佐藤 悟） 1 番。

○1 番（鈴木康広） ありがとうございます。最後に、今、挙げられました大玉のほうの不安を払拭するための事業、また、大玉の魅力を知ってもらうための事業等が積極的に進められ、それが大きな実を結びことによって大玉村、小さいけれども凛とした大玉村が、この震災からの、若しくは原発災からの復興を果たすこと、それが他市町村、今、福島県というのは全世界的に本当にこれで大丈夫なのかという不安を持っているところが多いと思うんですけれども、大玉村からその問題を解決して、それを外に発信することができれば、大玉が福島の復興の一番最初の出発点となることができるのではないかと考えております。それを望みまして、本日の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤 悟） 以上で1 番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤 悟） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ散会いたします。ご苦労様でした。

（午後3 時0 6 分）